最終改正　令和８年６月４日
　　国自審第585号
新設　　平成28年6月30日
　　国自審第534号

共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）

別添 共通構造部型式指定実施要領

目次

第１　用語の定義
第２　申請者
第３　申請書
第４　申請書の添付書面
第５　変更届
第６　既指定共通構造部型式指定の申請
第７　申請内容の変更
第８　外国人等による届出等
第９　指定装置等又は指定共通構造部を装着している場合等の取扱い
第10　電子申請による申請等
第11　手数料の納付
第12　輸入自動車に使用される共通構造部の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法
第13　共通構造部型式指定通知書等の交付
第14　その他

第１　用語の定義

この通達における用語の定義は、自動車型式認証実施要領について（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号。以下「認証実施要領」という。）の別添「自動車型式認証実施要領」第１に定めるところによる。

第２　申請者

共通構造部指定規則第２条に規定する指定の申請は、次に掲げる者が行うものとする。

(1)　特定共通構造部を製作することを業とする者（(2)に掲げる者を除く。）
(2)　外国において本邦に輸出される特定共通構造部を製作することを業とする者
(3)　(1)又は(2)に掲げる者から特定共通構造部を購入する契約を締結している者であって、当該特定共通構造部を販売することを業とする者（(4)に掲げる者を除く。）
(4)　(2)に掲げる者から特定共通構造部を購入する契約を締結している者であって、当該特定共通構造部を本邦に輸出することを業とする者
(5)　特定改造等を業とする者

第３　申請書

申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。

主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台、車体及び特定共通構造部について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

ただし、当該特定共通構造部を使用する自動車について法第 75 条第１項の規定による型式指定を申請する予定がある場合は、原動機、車台及び車体の主たる製作工場の名称及び所在地を記載しなくてもよい。また、当該特定共通構造部に係る指定の申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和２年国土交通省令第 66 号）第３条第１項ただし書の規定による法第 99 条の３第１項の許可を申請することのみを目的とし、当該特定共通構造部の製作等を行わない場合にあっては、その旨を記載すること。

第４　申請書の添付書面

申請書の添付書面は、別表左欄に掲げるとおりとし、その記載要領等は、同表右欄に掲げるとおりとする。

第５　変更届

１　共通構造部指定規則第８条第１項第１号及び第２号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（共通構造部指定規則第３条第２項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。

なお、共通構造部指定規則第３条第２項第１号、第３号から第５号までの書面で、項目等の追加により２葉となる場合等にあってはこの限りでない。

２　共通構造部指定規則第８条第１項第１号第２欄の国土交通大臣が定める事項は別表左欄第９号の検査用機械器具の一覧表（同号の変更の管理に関する手順に記載されている場合に限る。）とする。

３　共通構造部指定規則第８条第１項第１号第２欄中、第３条第２項第３号括弧書に掲げる書面の記載事項の変更による変更届の際、共通構造部の型式指定（共通構造部指定規則第４条第１項の規定による申請に係るものに限る。以下「既指定共通構造部型式指定」という。）が行われたこと、装置の型式指定（装置指定規則第４条の２第１項の規定による申請に係るものに限る。以下「既指定装置型式指定」という。）が行われたこと又は装置指定規則第５条の国土交通大臣が告示で定める国によって認定が行われた特定装置（以下「認定特定装置」という。）の拡大が行われたことにより、共通構造部指定規則第３条第２項第１号及び第２号に掲げる書面の記載事項に変更（既指定共通構造部型式指定に係るものにあっては共通構造部そのものの性能要件に限り、既指定装置型式指定又は認定特定装置に係るものにあっては装置そのものの性能要件に限る。）が生じる場合に限り、共通構造部指定規則第３条第２項第１号及び第２号に掲げる書面について当該変更に係る事項を記載し提出することができる。

４　共通構造部指定規則第８条第１項第２号に規定する軽微な変更とは、附則３「軽微な変更の取扱要領」に定めるものをいう。また、共通構造部指定規則第８条第１項第２号の届出の提出時期について同号第４欄に「変更後遅滞なく」とあるのは、遅くとも四半期ごとに当該変更があった日の属する四半期の翌四半期の初日から 30 日以内（基準対応を伴う届出にあっては、当該基準適用日以前であること。）に行うことをいう。

第６　既指定共通構造部型式指定の申請

共通構造部指定規則第８条第１項第１号及び第２号の変更届を行う場合は、既指定共通構造部型式指定の申請は省略することができる。

第７　申請内容の変更

共通構造部指定規則第２条に規定する指定の申請又は第４条に規定する既指定共通構造部型式指定の申請後に行う当該申請内容の変更は、法第 75 条の５第２項に規定する通知が行われる前に限り、行うことができる。

ただし、申請内容の変更によって新たに試験を行う必要が生ずる場合など審査に要する期間を延長しなければならないと判断されたときは、申請者が、審査に要する期間の延長に同意する場合に限り、当該変更を行うことができるものとする。

第８　外国人等による届出等

外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第９　指定装置等又は指定共通構造部を装着している場合等の取扱い

指定装置等又は指定共通構造部を申請に係る特定共通構造部に装着している場合には、装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写しを添付することにより別表に掲げる申請書の添付書面のうち、当該装置又は当該共通構造部に係る書面の提出を省略することができる。

第10　電子申請による申請等

共通構造部指定規則第２条の型式指定申請、第４条の既指定共通構造部型式指定申請及び第８条の届出は、電子申請により行うことができる。

なお、電子申請を行う場合にあっては、附則５「電子申請を行う場合の共通構造部諸元表等の書面の作成要領」によること。

第11　手数料の納付

申請者は、国土交通省から手数料額が通知された後、手数料を研究所における審査が終了する前までに速やかに納付するものとする。ただし、自動車検査登録印紙により納付する場合は、研究所における審査が終了した後とすることができる。

また、機構に納める手数料については、機構の定めるところにより納付するものとする。

第12　輸入自動車に使用される共通構造部の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車に使用される共通構造部の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法については、認証実施要領附則９「輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法」を準用する。

第13　共通構造部型式指定通知書等の交付

共通構造部指定規則第９条に規定する通知書については、別紙１及び別紙２に掲げる様式とする。

第14　その他

１　圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車として、その型式の指定を受けた共通構造部について、ガス容器及びガス容器附属品（以下、容器等という。）の製造等（当該共通構造部の装置として製造し、細目告示第 20 条に定める基準による試験（容器等再試験を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、附則７を適用する。

２　国土交通大臣は、その型式について指定を受けた特定共通構造部が、保安基準に適合していないおそれがある場合、又は均一性を有するものでないおそれがある場合で特に必

要であると認めるときは、法第 100 条の規定に基づき当該特定共通構造部の製作者に対して報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第４関係）

添　付　書　面	記　載　要　領　等
１ 提出書面一覧表	記載要領は、附則２「共通構造部型式指定申請書等提出要領」によること。
２ 特定共通構造部の範囲	特定共通構造部の範囲については別記様式によること。
３ 特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	１ 諸元表は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に使用する特定共通構造部にあっては第１号様式、その他の自動車で二軸車に使用する特定共通構造部にあっては第２号様式の１、それ以外にあっては第２号様式の２によること。 ２ 記載要領は、附則４「共通構造部の諸元表の記載要領」によること。
４ 外観図及び外観写真	１ 外観図の記載は、附則６「共通構造部の外観図の記載要領」によること。 ２ 外観写真は、少なくとも、特定共通構造部の斜め前、斜め後ろから撮影し、特定共通構造部の外観を判別できるものであること。ただし、エンブレム、バッジ、エアスポイラー等の装飾物が含まれていなくともよい。 また、写真に代えて3D CAD（Computer Aided Design）等（以下「CAD」という。）により描画したイラストデータでもよい。
５ 保安基準の規定に適合することを証する書面	
(1) 指定装置等又は指定共通構造部	装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写しを添付するとともに指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付すること。
(2) 技術基準適合証明書（指定製作者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。）	
(3) 制動能力計算書（大型特殊自動車に係るものに限る。）	実車による制動試験成績書をもってこれに代えることができる。
(4) 検討書	保安基準の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。 なお、指定装置等又は指定共通構造部については検討した結果を省略することができる。
６ 構造・装置の概要説明書	特定共通構造部の構造・装置の特徴を中心として記載すること。

7　その他特定共通構造部の構造・装置及び性能に関して必要な書面	
その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面	
8　申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請者がISO 第9001号等を取得している場合（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。）にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	1　次に掲げる事項を記載すること。 (1) 品質管理システムに係る業務組織 (2) 申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。 （ｉ）品質管理システムの方針及び目標 （ⅱ）品質管理システムに係る計画 （ⅲ）品質管理システムに係る評価の方法 （ⅳ）継続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。） （ｖ）附則７が適用される場合にあっては、同附則 第２に定める手順 2　ISO 第9001号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。
9　申請に係る特定共通構造部の共通構造部指定規則第３条第２項第５号の検査実施要領	次に掲げる事項を記載すること。 1　検査の業務組織 2　検査の実施要領（該当する協定規則に基づく検査を含む。） (1) 検査の実施項目 (2) 検査の実施方法 (3) 検査の実施方式 (4) 検査用機械器具の一覧表 3　附則７が適用される場合にあっては、設備等の体制を記載した書面 なお、次に掲げる事項を記載すること。ただし、高圧法第 49 条の５に定める容器等製造業者の登録を受けた者にあっては、そのことを証する書面を添付すればよい。 ア　容器等製造設備の概要 イ　容器等検査設備の概要 ウ　附則７に規定する技術的要件を満足していることを宣誓する書面 前３号に掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。
10　特定共通構造部型式指定番号等表示図	型式指定番号等を表示する場合、表示位置、表示方式を記載すること。 なお、上記第４項に掲げる図面に当該事

	項が記載されている場合には、提出を省略することができる。
11　共通構造部指定規則第２条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し	１　契約書が日本語で記載されているもの以外のものにあっては、これを翻訳した書面を添付すること。 ２　申請に係る特定共通構造部に関して、共通構造部指定規則第７条の検査を行うのに必要となる技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該特定共通構造部の製作を業とする者から申請者に対してなされる旨の契約が締結されていることが、当該契約書等から明らかであること。
12　共通構造部指定規則第３条第２項第８号に該当する者にあっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	次に掲げる事項を記載すること。 １　不正行為の全容 ２　不正行為の再発を防止するための組織体制の見直しを含めた具体的な措置
13　不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	次に掲げる事項を記載すること。 １　当該不正行為に係る部品について講じられた改善措置の内容及び申請に係る特定共通構造部に使用されている部品のうち当該不正行為に係る部品と同種のものについても、これと同様の措置が講じられており、問題が解消されていること。 ２　当該不正行為が発生した理由（具体的事実に基づく説明）及び不正行為の再発を防止するための措置。
14　共通構造部型式指定規則第３条第２項第４号に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）の概要を記載した書面（被けん引自動車に係るものを除く。）	共通構造部型式指定規則第３条第２項第４号及び共通構造部型式指定規則第３条第２項第４号に規定する内部統制システムの概要を記載した書面の記載事項等を定める通達による。

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

２　既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を省略することができる。

３　同時に複数の型式を申請する場合で同一の書面を提出するときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を代表で提出することができる。

４　添付書面については、申請に係る特定共通構造部の対象となる部分に限る。

別紙１

通 知

番 号
指定年月日

（最大A4 判（210×297 ㎜））

国土交通大臣

自　共

特定共通構造部の型式指定について

型式指定番号

１．　特定共通構造部の名称及び型式

２．　指定製作者等の名称及び所在地

３．　指定申請日

４．　特定共通構造部の範囲

５．　備考

別紙２

通 知

番 号
指定年月日

（最大A4 判（210×297 ㎜））

自 共

国土交通大臣

特定共通構造部の型式指定（既指定特定共通構造部）について

型式指定番号　　拡大番号

１．　特定共通構造部の名称及び型式

２．　指定製作者等の名称及び所在地

３．　指定申請日

４．特定共通構造部の範囲

５．申請の理由

６．　備考

第１号様式（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

0.1.特定共通構造部の名称及び型式
0.2.特定共通構造部型式指定番号
0.3.特定共通構造部型式指定年月日
0.4.既指定共通構造部型式指定年月日

諸　　元　表

（指定番号等）

1．指定番号
2．指定年月日
3．既指定自動車型式指定年月日
4．車名及び型式
5．車台の名称及び型式
6．車体の名称
7．製作者等の氏名又は名称
8．自動車の種別
9．燃料の種類
10、原動機の型式
11．総排気量(L)又は定格出力(kW)
12.1.車台番号の打刻様式
12.2.車台番号の打刻位置
12.3.原動機の型式の打刻様式
12.4.原動機の型式の打刻位置

13．類別区分番号		
14．仕様		
15．通称名		
16．用途		
17．車体の形状		
18．車体の型式		
19.1．長さ(m)		
19.2．幅　(m)		
19.3．高さ(m)		
20．　軸距(m)		
23.車両重量(kg)	23.1.前軸重	
	23.2.後軸重	
	23.3.　計	
24．乗車定員（人）		
26.車両総重量(kg)	26.1.前軸重	
	26.2.後軸重	
	26.3.　計	
27．最大安定傾斜角度	27.1．左	
	27.2．右	
28．車輪配列		
29．旅客運送事業用適否(詳細説明)		
30．最高出力(kW/rpm)		
31．最大トルク(N･m/rpm)		
32 騒音	32.1．規制区分	
	32.2．近接(dB/rpm)	
	32.3．定常(dB(km/h))	
	32.4．加速(dB)	
33 排出ガス値	33.1.試験モード	
	33.2.CO(　)	
	33.3.HC(　)	
	33.4.NMHC(　)	
	33.5.NOx(　)	
	33.6.PM(　)	
	33.7.PN(　)	
	33.8.試験モード	
	33.9.CO(g/ﾃｽﾄ)	
	33.10.HC(g/ﾃｽﾄ)	
	33.11.NMHC(g/ﾃｽﾄ)	
	33.12.NOx(g/ﾃｽﾄ)	
34．燃料消費率(km/L)	34.1．WLTC	
	34.2．JC08	

第２号様式の１（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

0.1.特定共通構造部の名称及び型式
0.2.特定共通構造部型式指定番号
0.3.特定共通構造部型式指定年月日
0.4.既指定共通構造部型式指定年月日

諸　　元　表

（指定番号等）

1．指定番号
2．指定年月日
3．既指定自動車型式指定年月日
4．車名及び型式
5．車台の名称及び型式
6．車体の名称
7．製作者等の氏名又は名称
8．自動車の種別
9．燃料の種類
10、原動機の型式
11．総排気量(L)又は定格出力(kW)
12.1.車台番号の打刻様式
12.2.車台番号の打刻位置
12.3.原動機の型式の打刻様式
12.4.原動機の型式の打刻位置

13．類別区分番号		
14．仕様		
15．通称名		
16．用途		
17．車体の形状		
18．車体の型式		
19.1．長さ(m)		
19.2．幅　(m)		
19.3．高さ(m)		
20．　軸距(m)		
21．荷台の内側寸法(m)	21.1．長さ	
	21.2．幅	
	21.3．高さ	
22．荷台オフセット(m)		
23.車両重量(kg)	23.1.前軸重	
	23.2.後軸重	
	23.3．　計	
24．乗車定員（人）		
25．最大積載量(kg)		
26．車両総重量(kg)	26.1.前軸重	
	26.2.後軸重	
	26.3．　計	
27.最大安定傾斜角度	27.1．左	
	27.2．右	
28．車輪配列		
29．旅客運送事業用適否(詳細説明)		
30．最高出力(kW/rpm)		
31．最大トルク(N･m/rpm)		
32 騒音	32.1．規制区分	
	32.2．近接(dB/rpm)	
	32.3．定常(dB(km/h))	
	32.4．加速(dB)	
33 排出ガス値	33.1.試験モード	
	33.2.CO(　)	
	33.3.HC(　)	
	33.4.NMHC(　)	
	33.5.NOx(　)	
	33.6.PM(　)	
	33.7.PN(　)	
	33.8.試験モード	
	33.9.CO(g/ﾃｽﾄ)	
	33.10.HC(g/ﾃｽﾄ)	
	33.11.NMHC(g/ﾃｽﾄ)	
	33.12.NOx(g/ﾃｽﾄ)	
34．燃料消費率(km/L)	34.1．WLTC	
	34.2．JC08	
	34.3．JH15	
	34.4．JH25	

第２号様式の２（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

0.1.特定共通構造部の名称及び型式
0.2.特定共通構造部型式指定番号
0.3.特定共通構造部型式指定年月日
0.4.既指定共通構造部型式指定年月日

諸　　元　表

（指定番号等）

1. 指定番号
2. 指定年月日
3. 既指定自動車型式指定年月日
4. 車名及び型式
5. 車台の名称及び型式
6. 車体の名称
7. 製作者等の氏名又は名称
8. 自動車の種別
9. 燃料の種類
10、原動機の型式
11. 総排気量(L)又は定格出力(kW)
12.1.車台番号の打刻様式
12.2.車台番号の打刻位置
12.3.原動機の型式の打刻様式
12.4.原動機の型式の打刻位置

13. 類別区分番号		
14. 仕様		
15. 通称名		
16. 用途		
17. 車体の形状		
18. 車体の型式		
19.1. 長さ(m)		
19.2. 幅　(m)		
19.3. 高さ(m)		
20.　軸距(m)		
21.荷台の内側寸法(m)	21.1.長さ	
	21.2.幅	
	21.3.高さ	
22. 荷台オフセット(m)		
23.車両重量(kg)	23.1.前前軸重	
	23.2.前後軸重	
	23.3.後前軸重	
	23.4.後後軸重	
	23.5.計	
24. 乗車定員（人）		
25. 最大積載量(kg)		
26.車両総重量(kg)	26.1.前前軸重	
	26.2.前後軸重	
	26.3.後前軸重	
	26.4.後後軸重	
	26.5. 計	
27. 最大安定傾斜角度	27.1. 左	
	27.2. 右	
28. 車輪配列		
29. 旅客運送事業用適否(詳細説明)		
30. 最高出力(kW/rpm)		
31. 最大トルク(N･m/rpm)		
32 騒音	32.1. 規制区分	
	32.2. 近接(dB/rpm)	
	32.3. 定常(dB(km/h))	
	32.4. 加速(dB)	
排出ガス値	33.1.試験モード	
	33.2.CO(　)	
	33.3.HC(　)	
	33.4.NMHC(　)	
	33.5.NOx(　)	
	33.6.PM(　)	
	33.7.PN(　)	
34. 燃料消費率(km/L)	34.3. JH15	
	34.4. JH25	

別記様式（特定共通構造部の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123

	特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等	審査対象	チェック欄				詳細説明
			（車名及び型式）ニッポン ●●－DEF123		（車名及び型式）ニッポン ●●－DEF456		
			（類別）0001	（類別）0002	（類別）0001	（類別）0002	
1	特定共通構造部確認等に係るもの	同一性					
2	最高速度の計測に係るもの	最高速					
3	原動機の出力の計測に係るもの	出力					
３の２	車載式燃料・電力消費等の計測に係るもの	車載式燃料・電力消費等					
4	諸元測定に係るもの	寸法重量					
5	構造装置・機能確認に係るもの	構造・装置					
6	第４条の２第１項及び第３項に定める基準に係るもの（牽引自動車に限る。）	軸重等					
7	第５条に定める基準のうち、連結車両（最高速度40km/h 以上に限る）の操縦安定性に係るもの	操縦安定性					
8	第５条に定める基準のうち、傾斜時の安定性に係るもの	最大安定傾斜角度					
9	第６条に定める基準に係るもの	最小回転半径					
10	第８条第４項及び第５項に定める基準に係るもの	SLD					
10の２	第８条第６項に係るもの	燃費					
10の３	第８条第７項に係るもの	電費					
10の４	第８条第８項に定める基準に係るもの	ペダル踏み間違い時加速抑制装置					

11	第９条第１項に定める基準のうち、応急用予備走行装置に係るもの	タイヤ(応急用)					
11の２	第９条第１項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係るもの	TPMS					
12	第９条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの、第11号及び前号に掲げるものを除く。）	軽合金製ディスクホイール					
13	第９条第２項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	タイヤ					
13の２	第９条第２項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤに係るもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車をく。）	タイヤ取付け					
14	第９条第３項に定める基準に係るもの	タイヤ騒音					
15	第10条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	操縦装置及び表示装置					
16	第11条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	かじ取装置					
16の２	第11条第１項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの	かじ取装置					

	（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）						
16の３	第11条第１項に定める基準のうち、緊急車線維持装置に係る試験（第５号に掲げる試験を除く。）	かじ取装置					
17	第11条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（大型特殊自動車に限る。）	前輪整列					
18	第11条第２項に定める基準に係るもの	運転者保護					
19	第11条の２第２項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	施錠装置					
20	第11条の２第３項に定める基準に係るもの	イモビライザ					
21	第12条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの及び第23号から23号の３までに掲げるものを除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度25キロメートル毎時以下の自動車（被	制動装置（貨物）					

	牽引自動車を除く。）を除く。）						
22	第12条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの及び次号から第23号の３までに掲げるものを除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度25キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に限る。	制動装置（乗用）					
23	第12条第１項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係るもの	衝突被害軽減制動制御装置					
23の２	第12条第１項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係るもの	ESC					
23の３	第12条第１項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係るもの	BAS					
24	第12条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの及び第23号から前号までに掲げるものを除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に限る。）	制動装置（二輪）					
25	第12条第１項に定め	制動装置					

	る基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの及び第23号から23号の３までに掲げるものを除く。）（大型特殊自動車及び最高速度25キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に限る。）	（特殊）					
26	第13条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	連結制動					
27	第15条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の三輪自動車を除く。）	自動車用燃料タンク					
28	第15条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の三輪自動車に限る。）	乗用車用プラスチック製燃料タンク					
29	第15条第２項に定める基準に係るもの（第30号の２から第30の５までに掲げるものを除く。）（乗車定員10人未満の自動車（三輪自動車を除く。）に限る。	後面衝突時における燃料漏れ防止					
30	第15条第２項に定める基準に係るもの（次号から第30号の５までに掲げるものを除く。）（乗車定員10人未満の自動車（三輪自動車を除	衝突時等における燃料漏れ防止					

	く。）を除く。）						
30の２	第15条第２項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）に係るもの	燃料漏れ防止（フルラップ前面衝突）					
30の３	第15条第２項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）に係るもの	燃料漏れ防止（オフセット前面衝突）					
30の４	第15条第２項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係るもの	燃料漏れ防止（側面衝突）					
30の５	第15条第２項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時に係るもの	燃料漏れ防止（ポール側面衝突）					
31	第17条第１項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係るもの（第５号、次号及び第31号の４に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に限る。）に係る試験に限る。）	自動車燃料ガス容器の気密･換気					

31の２	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第５号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	自動車燃料ガス容器の気密・換気					
31の３	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第５号に掲げる試験を除く。）（液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	自動車燃料ガス容器の気密・換気					
31の４	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（第５号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	自動車燃料ガス容器の気密・換気					
32	第17条第１項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係るもの（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試	圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置（協定規則第110号（単品））					

	験に限る。）						
33	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係るもの（圧縮天然ガス燃料自動車（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）及び大型特殊自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置（協定規則第110号（車両））					
34	第17条第１項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係るもの（第５号、次号及び第34号の２に掲げる試験を除く。）（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置					
34の２	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第５号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置					
34の３	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（第５号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置					
35	第17条第２項に定め	自動車用燃					

	る基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係るもの	料ガス容器の気密･換気					
36	第17条第２項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係るもの	自動車用燃料ガス容器取付方法					
37	第17条第３項に定める基準に係るもの	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の衝突時等における燃料漏れ防止					
38	第17条の２第２項に定める基準に係るもの	電磁両立性					
38の２	第17条の２第３項に定める基準に係るもの	サイバーセキュリティシステム					
38の３	第17条の２第４項に定める基準に係るもの	プログラム等改変システム					
39	第17条の２第５項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	高電圧からの乗員保護					
40	第17条の２第５項及び第６項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	高電圧からの乗員保護（蓄電池）					
41	第17条の２第６項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	前面衝突後の高電圧からの乗員保護					
42	第17条の２第６項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護					
43	第17条の２第６項に	側面衝突後					

	定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	の高電圧からの乗員保護					
43の２	第17条の２第６項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	ポール衝突後の高電圧からの乗員保護					
43の３	第17条の２第６項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	後面衝突後の高電圧からの乗員保護					
44	第17条の２第６項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	前面衝突後の高電圧からの乗員保護					
45	第17条の２第６項に定める基準に係るもの（前５号に掲げるものを除く。）	衝突後の高電圧からの乗員保護（取付・強度）					
46	第18条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	外装					
47	第18条第２項に定める基準に係るもの	前面衝突時の乗員保護					
48	第18条第３項に定める基準に係るもの	オフセット前面衝突時の乗員保護					
49	第18条第４項に定める基準に係るもの	側面衝突時の乗員保護					
50	第18条第５項に定める基準に係るもの	ポール側面衝突時の乗員保護					
51	第18条第６項に定める基準に係るもの	歩行者頭部及び脚部保護					

51の２	第18条第７項に定める基準に係るもの	バス車体強度					
52	第18条の２第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	側面保護装置（単品）					
53	第18条の２第４項に定める基準に係るもの	側面保護装置（車両）					
54	第18条の２第３項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	突入防止装置（単品）					
55	第18条の２第４項に定める基準に係るもの	突入防止装置（車両）					
56	第18条の２第５項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	前部潜り込み防止装置（単品）					
57	第18条の２第６項に定める基準に係るもの	前部潜り込み防止装置（車両）					
58	第20条第４項に定める基準に係るもの	内装材料の難燃性					
59	第20条第５項に定める基準のうち、インストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）（乗車定員10人の自動車に備えるインストルメントパネルに限る。）に係るもの	インストルメントパネルの衝撃吸収					
60	第20条第５項及び第６項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザ（乗車定員10人の自動車に備える	内装の乗員保護装置					

	ものを除く。）に係るもの						
61	第20条第６項に定める基準のうち、サンバイザ（乗車定員10人の自動車に備えるサンバイザに限る。）に係るもの	サンバイザの衝撃吸収					
62	第21条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トン以下のものに限る。）	直接前方視界					
62の２	第21条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トンを超えるものに限る。）	直接前方視界					
62の３	第21条第２項に定める基準に係るもの	視界内表示投影装置					
63	第22条第３項及び第４項に定める基準の	座席及び座席取付装置					

	うち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席に限る。）に係るもの	バスの座席及び座席取付装置（車両）					
64	第22条第３項及び第４項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係るもの	座席及び座席取付装置バスの座席及び座席取付装置（単品）					
64の２	第22条第３項及び第４項に定める基準のうち、仕切り装置に係るもの	仕切り装置					
65	第22条の３第１項に定める基準に係るもの	座席ベルト（単品）					
66	第22条の３第２項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	座席ベルト取付装置					
67	第22条の３第３項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	座席ベルト（車両）					
68	第22条の３第５項に	座席ベルト					

	定める基準に係るもの	警報（リマインダ）					
69	削除						
70	第22条の４に定める基準に係るもの	頭部後傾抑止装置					
71	第22条の５第２項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係るもの	座席ベルト取付装置（ISOFIX アンカ強度・取付位置）年少者用補助乗車装置取付具					
72	第22条の５第２項に定める基準に係るもの（前号に掲げるものを除く。）	座席ベルト取付装置（ISOFIX CRS 搭載性）					
73	第22条の５第３項に定める基準に係るもの	年少者用補助乗車装置					
74	第25条第４項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	とびらの開放防止					
75	第29条第１項に定める基準に係るもの	窓ガラス（単品）					
76	第29条第２項及び第３項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	窓ガラス（車両）					
77	第30条第１項に定める基準に係るもの	騒音					
78	第31条第２項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙に係るもの	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数					
79	第31条第２項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭	排出ガス					

	化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係るもの（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が19キロワット以上560キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）を除く。）						
80	第31条第２項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係るもの（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が19キロワット以上560キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）に限る。）	排出ガス					
81	第31条第３項に定め	熱害警報装					

	る基準のうち、温度が上昇した場合の警報機能に係るもの	置等					
82	第31条第３項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係るもの（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、車両総重量3.5トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のもの、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）のうち、車両総重量3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動を含む。）を除く。）を除く。）	車載式故障診断装置					
83	第31条第３項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係るもの（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、車両総重量3.5トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の	車載式故障診断装置					

	もの並びに軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）に限る。）						
84	第31条第３項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係るもの（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）のうち、車両総重量3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のものを除く。）に限る。）	車載式故障診断装置					
85	第31条第３項に定める基準のうち、原動機の制御に係るもの	オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御					
85の２	第31条第３項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係るもの	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスの制御					
86	第31条第５項に定める基準に係るもの	燃料蒸発ガス					
87	第32条第１項、第２項、第４項、第５項及び第10項に定める基準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車を除く。）	前照灯					
88	第32条第１項、第２項、第４項、第５項及び第10項に定める基準のうち、前照灯	前照灯（技術基準以外）					

	に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に限る。						
89	第３条第１項、第４項、第７項、第８項、第10項及び第11項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係るもの	前照灯					
90	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係るものを除く。）	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置					
91	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係るものに限る。）	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置					
92	第32条第12項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（単品）					
93	第32条第13項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（取付）					
94	第33条第１項、第２項及び第４項に定める基準に係るもの	前部霧灯					
95	第33条の２第１項及び第２項に定める基準に係るもの	側方照射灯					
96	第33条の３第１項及び第２項に定める基準に係るもの	低速走行時照射灯					
97	第34条第１項及び第２項に定める基準に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	車幅灯					
98	第34条第１項及び第２項、第36条第１項及び第２項並びに第	二輪自動車等の灯火器					

	37条第１項及び第２項に定める基準に係り、かつ、第39条第１項、第２項及び第４項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）						
99	第34条の２第１項及び第２項に定める基準に係るもの	前部上側端灯					
99の２	第34条の３第１項及び第２項に定める基準に係るもの	昼間走行灯					
100	第35条第１項及び第２項に定める基準に係るもの	前部反射器					
101	第35条の２第１項及び第２項に定める基準のうち、側方灯に係るもの	側方灯					
102	第35条の２第１項及び第４項に定める基準のうち、側方反射器に係るもの	側方反射器					
103	第36条第１項及び第２項に定める基準に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係るものを除く。）	番号灯					
104	第37条第１項及び第２項に定める基準に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係るものを除く。）	尾灯					
105	第37条の２第１項及び第２項に定める基準に係るもの	後部霧灯					
106	第37条の３第１項及び第２項に定める基準に係るもの	駐車灯					

107	第37条の４第１項及び第２項に定める基準に係るもの	後部上側端灯					
108	第38条第１項及び第２項に定める基準に係るもの	後部反射器					
109	第38条の２第１項及び第２項に定める基準に係るもの	大型反射器					
110	第38条の３第１項及び第２項に定める基準に係るもの	再帰反射材					
111	第39条第１項、第２項及び第４項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	制動灯					
112	第39条第２項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものに限る。）に係るもの	制動灯					
113	第39条の２第１項、第２項及び第４項に定める基準に係るもの	補助制動灯					
114	第40条第１項及び第２項に定める基準に係るもの	後退灯					
115	第40条の２第１項、第２項及び第３項に定める基準に係るもの	車両後退表示投影装置					
116	第41条第１項、第２項及び第４項に定める基準に係るもの	方向指示器					
117	第41条の３第１項及び第２項に定める基準に係るもの	非常点滅表示灯					
118	第41条の４第１項から第３項までに定める基準に係るもの	緊急制動表示灯					
118の２	第42条の告示で定め	車室外乗降					

	る灯火（車室外乗降支援灯（乗員の乗り降り等を支援するための補助的照明として使用される灯火をいう。）に係るものに限る）に係るもの	支援灯					
119	第41条の５第１項から第３項までに定める基準に係るもの	後面衝突警告表示灯					
120	第43条第１項及び第２項に定める基準のうち、警報音発生装置に係るもの	警音器の警報音発生装置					
121	第43条第１項及び第３項に定める基準に係るもの（前号に掲げるものを除く。）	警音器の音圧					
122	第43条の３に定める基準に係るもの	警告反射板					
123	第43条の４第１項に定める基準に係るもの	停止表示器材					
124	第43条の５に定める基準に係るもの	盗難発生警報装置					
125	第43条の６に定める基準に係るもの	車線逸脱警報装置					
125の２	第43条の７に定める基準に係るもの	車両接近通報装置					
125の３	第43条の８に係るもの	事故自動緊急通報装置					
125の４	第43条の９に係るもの	側方衝突警報装置					
125の５	第43条の10第１項及び第２項に定める基準のうち、通報音発生装置に係るもの	車両後退通報装置の通報音発生装置					
125の６	第43条の10第１項及び第３項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	車両後退通報装置の音圧					
126	第44条第１項本文及び第２項に定める基準に係るもの（同条	後写鏡					

	第１項に定める基準に係るものにあっては、同条第２項に規定する自動車に限る。）						
127	第44条第１項本文及び第３項に定める基準に係るもの（同条第１項に定める基準に係るものにあっては、同条第３項に規定する自動車に限る。）	二輪自動車等の後写鏡					
128	第44条第１項ただし書に定める基準に係るもの	後方等確認装置					
129	第44条第４項に定める基準に係るもの	後写鏡					
129の２	第44条第５項から第７項までに定める基準に係るもの	直前直左確認鏡、直前直左右確認装置					
129の３	第44条の２に定める基準に係るもの	後退時車両直後確認装置					
129の４	第44条の２に定める基準のうち、後方視界看視装置に係るもの	後方視界看視装置					
129の５	第44条の２に定める基準のうち、後方視界看視装置の取付装置に係るもの	後方視界看視装置の取付装置					
130	第45条第１項に定める基準に係り、かつ、同条第２項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員11人以上の自動車を除く。）に限	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置					

	る。）						
131	第45条第２項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係るもの（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員11人以上の自動車を除く。）を除く。）	バス及びトラックの洗浄液噴射装置					
132	第45条第２項に定める基準のうち、デフロスタに係るもの	デフロスタ					
133	第46条に定める基準に係るもの	速度計					
133の２	第46条の２に定める基準に係るもの（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トン以下のものに係る試験に限る。）	事故情報計測・記録装置					
133の３	第46条の２に定める基準に係るもの（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トンを超えるものに	事故情報計測・記録装置					

	係る試験に限る。）						
133の４	第48条第２項に定める基準に係るもの	高速道路等における低速自動運行装置					
133の５	第48条第２項に定める基準に係るもの（前号に掲げるものを除く。）	作動状態記録装置					
134	第48条の２に定める基準に係るもの	運行記録計					
135	第48条の３に定める基準に係るもの	速度表示装置					

備考１　第88号及び第89号については、該当する保安基準の条項を記載したものを別途提出する。

２　全ての灯火装置・反射器・指示装置について、反射器は必要個数を取り付けた状態、その他は結線した状態で審査を行うこととし、諸元表に型式、個数、性能等を記載する。

３　その他該当する保安基準の条項がある場合又はその他追加で審査する項目がある場合は、当該条項等を記載したものを別途提出する。

４　車名及び型式が複数ある場合、「特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等」欄の順序配列を変えない範囲で必要に応じ追加する。

５ チェック欄に記号を使用する場合は、各記号が示す意味を表示すること。特定共通構造部（協定規則第０号）で審査済の項目および既指定共通構造部型式指定申請であって特定共通構造部の範囲に変更がある場合については、その旨記載すること。

６ 必要に応じ、特定共通構造部の範囲を明確化するための説明を詳細説明欄に記載する。詳細説明欄に記載できない場合には別葉とすることも可とし、その場合、その旨を詳細説明欄に、参照する別葉をチェック欄に記載する。

附則１　共通構造部の同一型式判定要領

共通構造部の同一型式の範囲

　共通構造部指定規則第２条による指定の申請を行なう場合において同一の型式として処理できる範囲又は第４条における「指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式」として処理できる範囲は、特定共通構造部が、既に指定を受けた特定共通構造部と比較して、製作者の会社名称（呼称変更を除く。）及び車体構造の主要部品の設計及び組み立てに変更がないときとする。この場合において、車台並びに車体のうち前面ガラス及び前面ガラスより前方部に変更がないことの証明がなされた場合には、車体構造の主要部品の設計及び組み立てに変更がないものとみなす。

附則２　共通構造部型式指定申請書等提出要領

第１　本要領の適用

共通構造部指定規則第２条の規定による指定の申請（以下「共通構造部型式指定申請」という。）、共通構造部指定規則第４条の規定による既に指定を受けた共通構造部の型式の指定の申請（以下「既指定共通構造部型式指定申請」という。）、共通構造部指定規則第８条第１項第１号第２欄中括弧書に係る変更の届出及び同項第２号の規定による変更の届出に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）及びその添付書面についての提出方法は、この通達の「共通構造部型式指定実施要領」によるほか、本要領に定めるところによる。

第２　申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる２分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第８条第１項第１号第２欄中括弧書に係る変更の届出、同項第２号の規定による届出を行う場合であって、その変更が附則３「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第１分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第１分冊に添付するものとする。ただし、当該装置の車両への取付けに係る認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあっては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

第１分冊	(1)　申請書等
	(2)　別記様式の提出書面一覧表
	(3)　別表第１の添付書面
第２分冊	(1)　申請書等の写し
	(2)　別記様式の提出書面一覧表
	(3)　別表第２の添付書面
	(4)　審査事務規程別表１に定める書面 ①　指定装置等を装着している場合であって、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装置の車両への取付けに係る認定証の提出によって、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあっては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。 ②　指定製作者等が申請する場合に限り、同規程別表１(6)に定める軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験にあっては、試験成績書に代えて、別紙３に定める技術基準適合証明書とすることができる。 ③　同規程別表１(3)及び(4)に定める長距離耐久告示第３条第１号及び同条第２号に定める書面にあっては、細目告示第 41 条第１項第３号又は同項第７号の適用を受ける自動車であって、協定規則第 154 号の認定証の写しの提出があった場合は、提出を省略することができる。）

第３　申請書等及びその添付書面の提出先及び提出時期

(1)　申請書等及びその添付書面の提出先

申請書等は、第２による第１分冊を国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（以下「審査・リコール課」という。）に、第２分冊を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所自動車認証審査部（以下「自動車審査部」という。）にそれぞれ提出すること。ただし、第２ただし書きの場合にあっては、第１分冊のみを審査・リコール課に提出すればよい。

また、電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については自動車審査部への提出を省略することができる。

(2) 提出時期

第１分冊は申請書等の提出時に提出し、第２分冊は第１分冊の提出時期とほぼ同時期に提出すること。

ただし、第１分冊については別記様式の提出書面一覧表を除き、第２分冊の自動車審査部の審査終了前までに提出することができる。このとき、電子申請による申請である場合にあっては、諸元表以外の添付書面については、審査・リコール課個別業務システムの別送ファイルの自動引当機能を利用可能とする引当表ファイルを含めて提出すること。

第４　申請等の際の説明

共通構造部型式指定申請及び既指定共通構造部型式指定申請（第２ただし書きに規定する場合を除く。以下「申請等」という。）を行おうとする者は、申請書等を提出する際に、次表の左欄に掲げる部署に対し、同表の右欄に掲げる事項をそれぞれ説明すること。なお、審査・リコール課に対する説明は必要ないと認められる場合は省略することができる。

部　　署	事　　項
審査・リコール課	１　開発目的 ２　主な特徴及び新機構の概要 ３　安全、公害及び省エネルギーに関する保安基準への適合及び均一性の確保に係る実施体制（共通構造部型式指定申請及び既指定共通構造部型式指定申請の場合に限る。） ４　その他必要と認められる事項
自動車審査部	１　開発意図 ２　構造・装置（新機構を含む。）及び性能の概要 ３　社内試験の実施状況 ４　その他審査の実施に当たって必要と認められる事項

別表第１（申請書等の添付書面／審査・リコール課用）（第２関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	外観写真	
2	構造・装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ① 共通構造部型式指定申請、既指定共通構造部型式指定申請の別 ② 車名、型式、原動機の型式及び総排気量（総排気量が変化するものにあっては、その範囲）並びに燃料の種類 ③ 適合している排出ガス規制年 ④ 規制適用日前に規制対応した基準 ⑤ 既指定共通構造部型式指定申請等の場合は当該変更内容 ⑥ 新技術として採用した技術 ⑦ 自動運行装置の機能の概要 ⑧ 協定規則第171号を適用する自動車にあっては、搭載される運行補助機能（当該機能が協定規則に基づき認可を受けている場合、当該規則名も記載すること）
	(2) 改善措置説明	輸入される自動車（以下「輸入自動車」という。）に使用される特定共通構造部であって本邦において改善を要するものに係る場合に限る。
3	特定共通構造部の範囲	
4	諸元表	申請に係る特定共通構造部の対象となる部分に限る。ただし、最小回転半径を決定するために必要な項目は記載すること。
5	外観図	新規共通構造部型式指定又は既指定共通構造部型式指定を申請する場合については、灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。
6	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	指定装置等又は指定共通構造部を装着している特定共通構造部に限る。なお、この場合、別紙様式１による指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付する。
7	宣誓書	ただし、新規共通構造部型式指定若しくは既指定共通構造部型式指定を申請する場合又は必要に応じて共通構造部型式指定規則第８条第１項第２号の変更届出をする場合に限る。なお、この場合、別紙様式２による宣誓書を添付する。
8	申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織	１　次に掲げる事項を記載すること。 (1) 品質管理システムに係る業務組織

	及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合に限る。）にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。	(2) 申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を規定した規定類の名称を記載すること。 （ｉ）品質管理システムの方針及び目標 （ⅱ）品質管理システムに係る計画 （ⅲ）品質管理システムに係る評価の方法 （ⅳ）継続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。） （ｖ）附則７が適用される場合にあっては、同附則 第２に定める手順 ２　ISO第9001号等を取得している事実を称する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。
9	申請に係る特定共通構造部の共通構造部指定規則第３条第２項第５号の検査実施要領	次に掲げる事項を記載すること。 １　検査の業務組織 ２　検査の実施要領（該当する協定規則に基づく検査を含む。） (1) 検査の実施項目 (2) 検査の実施方法 (3) 検査の実施方式 (4) 検査用機械器具の一覧表 ３　附則７が適用される場合にあっては、設備等の体制を記載した書面 なお、次に掲げる事項を記載すること。ただし、高圧法第 49 条の 5 に定める容器等製造業者の登録を受けた者にあっては、そのことを証する書面を添付すればよい。 ア　容器等製造設備の概要 イ　容器等検査設備の概要 ウ　附則７に規定する技術的要件を満足していることを宣誓する書面 前３号に掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。
10	特定共通構造部型式指定番号等表示図	型式指定番号等を表示する場合、表示位置、表示方式を記載すること。 なお、上記第５項に掲げる図面に当該事項が記載されている場合には、提出を省略することができる。
11	購入等契約書	
	(1) 購入契約書又は販売契約書の写し	申請書等を提出する者が特定共通構造部を製作することを業とする者から特定共通構造部を購入する契約を締結している者であって当該特定共通構造部を販売することを業とする者又は外国において本邦に輸出される特定

		共通構造部を製作することを業とする者から当該特定共通構造部を購入する契約を締結している者であって当該特定共通構造部を本邦に輸出することを業とする者である場合に限る。
	(2) 当該契約書の翻訳文書	(1)の書面が日本語で記載されていない場合に限る。
12	不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	型式指定申請において、共通構造部型式指定規則第３条第２項第８号に限る。
13	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	共通構造部型式指定申請において、改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った特定共通構造部製作者等により申請等があった特定共通構造部のうち、当該改善措置に係る特定共通構造部の部品と同種のものが使用されている特定共通構造部の申請等の場合に限る。
14	能力基準適合証明書の写し	協定規則第155号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なサイバーセキュリティ管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るサイバーセキュリティ管理システムの概要を記載した書面並びに協定規則第156号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るソフトウェア更新管理システムの概要を記載した書面をもってこれに代えることができる。 また、自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって、プログラム等を改変する機能を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車にあっては、プログラム等の適切な管理及び確実な改変に関して特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有する者であることを証する証明書の写しの提出の必要はない。 なお、適用関係告示第14条第20項、第24項及び第39項の適用を受ける自動車を除き、同条第22項の適用を受ける自動車にあっては、サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書の写しでもよいこととする。
15	内部統制システムの概要を記載した書面	共通構造部型式指定申請又は既指定共通構造部型式指定申請時において、内部統制評価にあっては、有効期間を満了していないものを提出すること。
16	その他審査の実施に当たって必	

	要と認められる書面	

備考　添付書面については、申請に係る特定共通構造部の対象となる部分に限る。

別表第２（申請書等の添付書面／自動車審査部用）（第２関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	外観写真	
2	構造・装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ① 共通構造部型式指定申請、既指定共通構造部型式指定申請の別 ② 車名、型式、原動機の型式及び総排気量並びに燃料の種類 ③ 適合している排出ガス規制年 ④ 規制適用日前に規制対応した基準 ⑤ 既指定共通構造部型式指定申請等の場合は当該変更内容 ⑥ 新技術として採用した技術 ⑦ 協定規則第171号を適用する自動車にあっては、搭載される運行補助機能（当該機能が協定規則に基づき認可を受けている場合、当該規則名も記載すること）
	(2) 騒音防止対策説明書	自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。
	(3) 排出ガス対策説明書	
	(4) 改善措置説明書	輸入自動車に使用される特定共通構造部であって本邦において改善を要するものに係る場合に限る。
3	特定共通構造部の範囲	
4	諸元表	申請に係る特定共通構造部が対象となる部分に限る。ただし、最小回転半径を決定するために必要な項目は記載すること。
5	外観図	新規共通構造部型式指定又は既指定共通構造部型式指定を申請する場合については、灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。
6	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	指定装置等又は指定共通構造部を装着している特定共通構造部に限る。 なお、この場合、別紙様式１による指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付する。
7	技術基準適合証明書	
8	宣誓書	ただし、新規共通構造部型式指定若しくは

		既指定共通構造部型式指定を申請する場合又は必要に応じて共通構造部型式指定規則第８条第１項第２号の変更届出をする場合に限る。なお、この場合、別紙様式２による宣誓書を添付する。
9	計算書	
	(1) 制動能力計算書	大型特殊自動車に使用される特定共通構造部であって実車による制動試験が不可能なものに限る。
10	能力基準適合証明書の写し	協定規則第155号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なサイバーセキュリティ管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るサイバーセキュリティ管理システムの概要を記載した書面並びに協定規則第156号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るソフトウェア更新管理システムの概要を記載した書面をもってこれに代えることができる。 また、自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって、プログラム等を改変する機能を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車にあっては、プログラム等の適切な管理及び確実な改変に関して特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有する者であることを証する証明書の写しの提出の必要はない。 なお、適用関係告示第14条第20項、第24項及び第39項の適用を受ける自動車を除き、同条第22項の適用を受ける自動車にあっては、サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書の写しでもよいこととする。
11	細目告示第20条第３項で定めるガス容器及びガス容器附属品の材料を示す書面	細目告示第20条第３項で定めるガス容器及びガス容器附属品が規格材料の要件を満たすことを確認できる書面を提出すること。 なお、大型特殊自動車に係る場合にあっては提出の必要はない。
12	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面	申請等が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和２年国土交通省令第66号）第３条第１項ただし書の規定による法第99条の３第１項の許可を申請することのみを目的とするものである場合において、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）で定めると

		ころにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の特定共通構造部に適用される保安基準に基づく基準適合性審査を受けようとするときは、当該保安基準を特定するために必要な書面を提出すること。

備考 添付書面については、申請に係る特定共通構造部の対象となる部分に限る。

別記様式（提出書面一覧表）（第２関係）

提出書面一覧表

車名・型式

書面の名称	提出・省略の別	備考

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１　本様式は、第１分冊については別表第１の添付書面、第２分冊については別表第２の添付書面及び審査事務規程に定める添付書面について記載すること。

２　記載内容が多く、書き切れない場合には、別葉とすることができる。

３　書面の名称欄には、申請等の種類に応じ、提出を要するとされた添付書面の名称を記載すること。ただし、書面の名称をあらかじめ網羅して記載した提出書面一覧表を用いるときは、提出を要しない書面について提出・省略の別欄に「―」又は「／」を記載すること。

４　提出・省略の別欄には、書面を提出する場合には「○」を、書面の提出を省略する場合には「×」をそれぞれ記載すること。

５　備考欄には、書面の提出を省略する理由を具体的に記載すること。

別紙様式１

指定装置等又は指定共通構造部一覧表

番　号	装置又は共通構造部の種類	指定番号（認定番号）等	備考

備考１　当該申請の共通構造部に含まれる指定装置等又は指定共通構造部を全て記載すること。

２　番号欄には装置又は共通構造部毎に番号を振り分け、装置又は共通構造部の仕様が複数ある場合には枝番号を加えること。

３　法第 75 条の３第１項の指定を法第 75 条第１項及び法第 75 条の２第１項の申請等と同時に行う場合については備考欄にその旨を記載すること。

４　指定番号等の欄には、装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等及び認定証に記載された番号等を記載すること。なお、改訂シリーズ並びに当該共通構造部及び車両に有効な拡大番号を含めた番号とすること。また、拡大番号の取扱いについては、申請者が取得した装置のみに限ることができる。

別紙様式２　（宣誓書）

宣　　誓　　書

年　月　日
宣誓者の氏名又は名称

特定共通構造部の名称及び型式

申請又は届出に係る上記特定共通構造部は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものであり、かつ、申請にあたり提出する申請書又は届出にあたり提出する届出書その他の書面には、国土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしたことに相違ありません。

（日本産業規格Ａ列４番）

別紙３　技術基準適合証明書様式例（第２関係）

令和　　年　　月　　日
Date:　　Y.　　M.　　D.

国　土　交　通　大　臣　殿
To: The Minister for Land, Infrastructure and Transport

技術基準適合証明書
Certificate of Conformity to Technical Standards

次の自動車は、下記に掲げる細目告示技術基準に適合していることを証明いたします。
This is to certify that the following Technical Standards (Attachments of Announcement That Prescribes Details of Safety Regulations for Road Vehicles) below.

車　名 Make	型　式 Type	通称名 Sales Name

記
Description

細目告示技術基準 Technical Standards (Attachments of Announcement That Prescribes Details of Safety Regulations for Road Vehicles)	
軽合金製ディスクホイールの技術基準 Technical Standard for Light-Alloy Disc Wheels	
内装材料の難燃性の技術基準 Technical Standard for Flame-Resistant Interior Materials of Motor Vehicles	
乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準 Technical Standard for Windshield Wiping and Washing Systems for Passenger Motor Vehicles etc	
バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準 Technical Standard for Washing Systems for Bus and Truck	
デフロスタの技術基準 Technical Standard for Defrosting and Demisting Systems	

指定製作者等の名称
Name of Manufacturer:

記載方法
１．記載については、日本語のみ、英語のみ、日英併記の何れでも結構です。
２．各技術基準の右欄については、次の何れかを記載ください。
　① 適合している技術基準又は協定規則に対応する審査事務規程別添１　試験規程に定める分類番号（例 TRIAS○○－○○）
　② 認証実施要領 附則９に定める同等と認められる外国の試験方法

附則３　軽微な変更の取扱要領

共通構造部指定規則第８条第１項第２号第２欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であって、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、特定共通構造部の製作者等が軽微な変更に該当するか判断に迷う場合にあっては、審査・リコール課に適宜申し出ることとする。

以下の別表については、軽微な変更に該当する参考例とする。ただし、指定装置等であって、認定証により保安基準に適合することを確認する場合にあっては、以下の別表に記載の項目に限る。また、自動車製作者等が別表の指定装置等に係る項目追加希望を申し出た場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

別表　軽微な変更に該当する参考例

書面	項　　目	条　　件
諸元表	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
外観図	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更又は二輪車の原動機の意匠の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の指定共通構造部に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	燃料タンクの形状の変更	燃料タンクの容量、位置又は形状の変更に限る。なお、LPGタンクの場合は充填バルブの位置の変更に限る。
	フェンダー形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、フェンダー部の最内縁から回転部分までの距離が、変更前の同型式のものに対して同一であるもの又は増加するもの（基本形状の変更（扇型から角型への変更等）を除く。）。
	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部であって前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	二輪車等の意匠部品の変更（フェアリングを除く。）	周辺部位等との干渉について、変更前の指定共通構造部に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（騒音対策部品である場合を除く。）。
	荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
	エアスポイラーの廃止	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、高さに変更がないもの。
	スペアタイヤキャリアの形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置

		等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	二輪車の座席形状の変更	乗車位置に変更がないもの。
	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。
	二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。
	二輪車の緩衝装置（ボトムケース）	外形に鋭い突起がないもの。
	燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止。	乗車位置に変更がないもの。
	二輪車のフェアリング形状の変更	同一車体に同一フェアリングを装備した指定共通構造部間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認定されたものと同様な変更を行う場合。
	座席間隙の変更	センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。
保安基準の規定に適合することを証する書類	保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、色又は性能の変更	取付部の構造が同一であり、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
	保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、生産工場又は製作者の変更	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が基本的に同一、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
	非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が指定装置等である場合に限る。
	警報音発生装置の型式又は形式の変更	指定装置等を装着する場合であり、かつ、警音器が指定装置である場合に限る。
	警音器の性能の変更	指定装置等を装着する場合に限る。

	サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。
	排気管の形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの（排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合（車両総重量3.5ｔを超えるキャブオーバに限る。）を除く。）。
	車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る（排気管の出口位置を変更する場合を除く。）。
	触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	基本取付位置（床下、マニホールド直下等）が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。
	触媒の貴金属担持量の変更	貴金属担持量を増加させる場合に限る。
	車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。
	二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認定番号の変更	取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。
	二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの
	シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等）の廃止	シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。
	ハンドルの最大回転数	かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。
	かじ取倍力装置の形式の変更	かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。

	前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。
	速度計の型式の変更	性能が同一であるもの。
	運行記録計の形式又は性能の変更	指定装置等を装着する場合に限る。
	非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
	電波障害防止装置（AV関連のESA装置に限る）	自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車の指定装置等と同一改訂版で指定を受けたESA装置を装着する場合に限る。
	タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第４改訂版の法規対応を行う場合	指定装置等を装着する場合に限る。
	軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	技術基準適合証明書により証明する場合に限る。
	非常信号用具の追加又は仕様変更	
	警告反射板の追加又は仕様変更	指定装置等を備える場合に限る。
	停止表示器材の追加又は仕様変更	指定装置等を備える場合に限る。
	装置指定規則第５条で定める指定を受けたものとみなす特定装置	提出済みの認定証において、当該指定装置等に変更が無く、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。 ・生産工場等の追加による場合 ・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合 ・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合

附則４　共通構造部の諸元表の記載要領

第１　総則

１　本要領の適用

本要領は、法第75条の２第１項の規定による特定共通構造部の型式についての指定（以下「型式指定」という。）に関して作成する諸元表の記載について適用する。

電子申請により申請又は届出を行う場合には、本記載要領による他、附則５の取扱いにより行うこととする。

２　車種別の様式

記載項目のうち不要なものについては、当該項目を削った様式により記載して差し支えない。

３　項目の記載方法

項目の記載方法は次による。

３－１　記載項目欄の大きさは、順序を変えない範囲で伸縮してもよく、罫線で仕切ることを要しない。なお、罫線で仕切らない場合にあっては、諸元表様式にて付与されている番号を付与すること。

また、「仕様」の欄については、他の類別の欄にまたがって記載してもよい。

３－２　同一型式中に複数の類別がある場合には、諸元表に欄を追加して記載することができる。

ただし、用紙の大きさは、日本産業規格（以下「JIS」という。）Ａ列３番を限度とし、同規格Ａ列４番の大きさとなるように折りたたむか、又は同規格Ａ列４番の大きさに縮小できる。

３－３　記載項目に該当するものがない場合は、「／」又は「－」を記載する。

３－４　同一型式の類別において諸元が相違する項目がある場合には、対応する類別を明らかにして相違する諸元を当該項目の欄に併記することができる。ただし、「類別区分番号」及び「荷台の内側の寸法」の欄に限るほか、「荷台の内側の寸法」欄については頭部後傾抑止装置の形状若しくは荷台の内張素材の相違によるものにそれぞれ限るものとする。なお、諸元と類別の対応については、表形式とすることができる。

３－５　記載内容が左欄と同一の場合には、当該欄にその旨を示す「←」又は「同左」を記載してもよい。

３－６　装着されている装置に型式がない場合には、一般的に呼ばれている名称等を記載してもよい。

３－７　記載欄の数値をわかりやすくするため、数値に説明語句を付記してもよい。

３－８　「自動車の種別」、「用途」、「車体の形状」、「燃料の種類」及び「旅客運送事業用自動車としての適否」の欄は片仮名を用いて記載してもよい。

例　ジョウヨウ

３－９　車体の形状（例キャブ・オーバ）等の名称中の「・」についてはこれを省略してもよい。

３－10　記載値を従来単位からSI単位への換算を行う場合の換算率は、JIS Z8202-1985によるものとする。

４　その他

４－１　諸元表の欄外の上方に第２の１－０(4)の既指定共通構造部型式指定年月日又は変更届出年月日に係る文書番号を、当該年度を付して次の例により順次記載しても

よい。この場合、「国自審」は片仮名を用いて記載してもよい。

また、第２の１－２の指定年月日及び１－３の(1)から(2)の既指定自動車型式指定年月日又は変更届出年月日（特定共通構造部を使用する自動車の構造・装置の変更が認証実施要領附則５「自動車等の諸元表の記載要領」第２の１－15 の類別区分番号の変更を伴わない場合）に係る文書番号を記載してもよい。

なお、３－２により JIS　A列４番の大きさとなるよう折りたたんだ又は縮小した場合には、同規格Ａ列４番の大きさの欄外の上方に記載する。

例　２８国自審第　　号

４－２　既指定共通構造部型式指定の場合には、変更箇所を明示するため、諸元表の欄外の下方に「※印は、変更箇所を示す。」と記載し、当該変更のあった事項に係る記載欄の欄内左側に※印を付してもよい。

４－３　様式中の単位を括る（ ）については、省略することができる。

４－４　様式及び記載例中の単位記号の文字「Ｌ」は、「ｌ、ℓ、㍑」も使用することができる。

４－５　様式及び記載例中の単位記号の文字「rpm」は「r/min、min^{-1}」も使用することができる。

第２　項目別記載要領

１　特定共通構造部の構造等

１－０　特定共通構造部の名称及び型式、指定番号、指定年月日並びに既指定型式指定年月日

特定共通構造部の名称及び型式、特定共通構造部型式指定番号、特定共通構造部型式指定年月日並びに既指定共通構造部型式指定年月日を記載する。

(1) 特定共通構造部の名称及び型式

型式指定の申請者（以下「申請者」という。）が呼ぶ名称及び型式を記載する。

(2) 特定共通構造部型式指定番号

共通構造部指定規則第12条第１項の規定により告示された指定番号を記載する。

(3) 特定共通構造部型式指定年月日

特定共通構造部の型式指定がなされた年月日を記載する。

(4) 既指定共通構造部型式指定年月日

特定共通構造部の構造・装置の変更が１－13の類別区分番号の変更を伴う場合には、次の年月日を記載する。

(ｱ) 型式指定を受けた特定共通構造部にあっては、共通構造部指定規則第４条第１項の規定による申請に基づき既指定共通構造部型式指定を受けた年月日

(ｲ) 共通構造部指定規則第８条第１項第１号の規定による変更届（特定共通構造部の名称又は型式の変更に係るものに限る。）がなされた年月日

１－１　指定番号

型式指定規則第５条の規定により告示された指定番号を記載する。

１－２　指定年月日

特定共通構造部を使用する自動車の型式指定がなされた年月日を記載する。

１－３　既指定自動車型式指定年月日、変更届出年月日

特定共通構造部を使用する自動車の構造・装置の変更が１－13 の類別区分番号の変更を伴う場合には、次の年月日を記載する。

(1) 型式指定を受けた特定共通構造部を使用する自動車にあっては、型式指定規則第３条の２第１項の規定による申請に基づき既指定自動車型式指定を受けた年月日

(2) 型式指定規則第６条第１項第２号の規定による変更届（車名又は型式の変更に係る

ものに限る。）がなされた年月日

１－４　車名及び型式

申請者が呼ぶ特定共通構造部を使用する自動車の車名及び型式を記載する。

１－５　車台の名称及び型式

申請者が呼ぶ特定共通構造部を使用する自動車の車台の名称及び型式を記載する。この場合において、型式は、自動車排出ガスの状態を表す識別記号を除き、車台番号の打刻様式中の型式と同一のものを記載する。ただし、車台の名称及び型式が１－４の車名及び型式と同一の場合には、記載を省略して差し支えない。

１－６　車体の名称

申請者が呼ぶ特定共通構造部を使用する自動車の車体の名称を記載する。ただし、記載を省略して差し支えない。

１－７　製作者等の氏名又は名称

申請者の氏名又は名称を記載する。この場合において、申請者等が特定共通構造部を使用する自動車の製作者と購入契約を締結している者であるときは、当該製作者の氏名又は名称を( )書で付記する。

１－８　自動車の種別

特定共通構造部を使用する自動車について、施行規則別表第１に規定する自動車の種別を次の例により記載する。

例　普通、小型、小型（２輪）、大型特殊、軽（４輪）

１－９　燃料の種類

メタノール、ガソリン、軽油、液化石油ガス（以下「LPG」という。）、灯油、電気、圧縮天然ガス（以下「CNG」という。）、液化天然ガス（以下「LNG」という。）、吸着天然ガス（以下「ANG」という。）、圧縮水素ガス（以下「圧縮水素」という。）等の別を記載する。

なお、切替式の場合には、それぞれの燃料の間に「 」（１字空白）でつなぎ、併用式にあってはそれぞれの燃料を「・」でつないで記載する。

例　メタノール
ガソリン
軽油
LPG
灯油
電気
ガソリン　LPG
ガソリン　灯油
CNG
LNG
ANG
圧縮水素
ガソリン・電気
LPG・電気
軽油・電気

１－10　原動機の型式

申請者が呼ぶ型式を記載する。

また、ハイブリッド自動車に使用する特定共通構造部の原動機にあっては、内燃機関と電動機又は油圧モータの型式を「－」でつなぐものとする。

なお、原動機の製作者が特定共通構造部の製作者と異なるときは、原動機製作者の名

称（略称でもよい。）を冠して記載する。

この場合において、原動機を複数有するものにあっては、次の例により記載する。ただし、原動機の製作者に特定共通構造部の製作者を含む場合にあっては、特定共通構造部製作者の名称（略称でもよい。）も含め記載する。

例　Ａ社－Ｂ社－Ｂ社

１－11　総排気量又は定格出力

(1) 総排気量

原動機の種類に応じ、次の各号により記載する。なお、総排気量が変化する構造を有する原動機にあっては最大値を記載すること。

(ｱ) レシプロエンジン

次の計算式により求めた値を記載する。記載値は小数第３位までとし、第４位以下を切り捨てる。

$$V = \frac{\pi}{4} D^2 L N \frac{1}{10^6}$$

Ｖ：総排気量（Ｌ）
Ｄ：シリンダ内径（mm、小数第２位以下を切り捨てる。）
Ｌ：行 程（mm、小数第２位以下を切り捨てる。）
Ｎ：シリンダ数
π：円 周 率　(3.1416 とする。)

(ｲ) ロータリ・エンジン

ロータリ・エンジンである旨を例により記載し、次の計算式により求めた単室容積及びロータ数を（ ）書で付記する。この場合において、単室容積の記載値は小数第３位までとし、第４位以下を切り捨てる。

$$V = K\left(A^2 - B^2\right) b \frac{1}{10^6}$$

$$K : \frac{3\sqrt{3}}{16} \quad (\fallingdotseq 0.32476)$$

Ｖ：単室容積（Ｌ）
Ａ：トロコイド長軸長さ　(mm、小数第２位以下を切り捨てる。)
Ｂ：トロコイド短軸長さ　(mm、小数第２位以下を切り捨てる。)
ｂ：ロータ・ハウジング幅（mm、小数第２位以下を切り捨てる。）

例　ロータリ・エンジン（ 0.573×２）

(2) 定格出力

１時間定格出力又は協定規則に基づいて測定した 30 分間最大出力を記載する。記載値は小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。ただし、１kW 未満のものにあっては、小数第２位までとし、第３位以下を切り捨てる。

１－12　車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置

特定共通構造部を使用する自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置を記載する。

(1) 車台番号の打刻様式
次の例により記載する。
例　ＡＵＴ－１００００１
(2) 車台番号の打刻位置
次の例により記載する。
例　フレーム右側面中央
(3) 原動機の型式の打刻様式
次の例により記載する。なお、ハイブリッド自動車の原動機にあっては、内燃機関と電動機又は油圧モータの型式を「＃」でつなぐものとする。
例　Ｅ１０
Ｅ１０＃Ｆ２０＃Ｇ３０
(4) 原動機の型式の打刻位置
次の例により記載する。なお、ハイブリッド自動車の原動機にあっては、内燃機関と電動機又は油圧モータの型式の打刻位置を「＃」でつなぐものとする。
例　クランクケース右側
シリンダブロック右側＃モータケース右側＃モータケース左側

１－13　類別区分番号
特定共通構造部を使用する自動車の型式と整合する類別区分番号を記載してよい。ただし、特定共通構造部を使用して、指定を受けた自動車の類別を追加する場合、特定共通構造部の類別区分番号は指定を受けた自動車と整合する類別区分番号を記載すること。なお、記載する場合は、次の各号により類別区分番号を記載すること。
(1) 類別区分番号は、４桁の数字とする。
(2) 特定共通構造部の名称、型式又は原動機の型式の呼称を変更したときは、類別区分番号を変更する。
(3) 類別区分番号は、同一型式内で重複して使用しないものとする。

１－14　仕様
当該類別の特定共通構造部の仕様の主な特徴を文章、略号又は符号で記載する。この場合において、自動運行装置を備えるものにあっては、その旨を冒頭に記載すること。
例　箱
ステーションワゴン
幌型
４ドア・セダン
サンルーフ
三方座席
高床三方開
ピントル・フック付
過給機
給気冷却器付過給機（221kW）
自動運行装置搭載車

１－15　通称名
特定共通構造部を使用する自動車の通称名を記載する。

１－16　用途
特定共通構造部を使用する自動車の用途について、乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車、幼児専用車（保安基準第１条第１項第５号の幼児専用車をいう。以下同じ。）又は建設機械（建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令第 294 号）別表に掲げる建設機械に該当する大型特殊自動車をいう。）のいずれかであるかを次の例により

記載する。この場合において乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車及び特種用途自動車の区分は、「自動車の用途等の区分について」（昭和 35 年９月６日自車第 452 号）に定めるところによる。

なお、建設機械以外の大型特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。

用途を２種類以上設定する場合には、各々の用途を「／」でつなぐものとする。また、用途毎に別頁としそれぞれの用途を記載してもよい。

例　乗用、乗合、貨物、特種、幼児専用、建設機械、乗合／幼児専用

１－17　車体の形状

特定共通構造部を使用する自動車の車体の形状について、次の表の車体の形状欄の例により記入する。ただし、漢字の部分については片仮名によることができ、( ) 内に示したものについてはこれを用いることができる。

なお、特種用途自動車及び大型特殊自動車であって二輪又は三輪であるものについてはその旨（例タンク車三輪）を、また、特種用途自動車であってセミ・トレーラ、フル・トレーラ又はドリー付トレーラであるものについてはその旨（例タンク・セミ・トレーラ）をそれぞれ付記する。

自動車の種類	車体の形状
乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」「オートバイ」「側車付オートバイ」「三輪箱型」「三輪幌型」
乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」
貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」
特種用途自動車	「消防車」「警察車」「救急車」「道路作業車」「医療防疫車」「冷蔵冷凍車」「放送宣伝車」「霊柩車」「護送車」「タンク車」「散水車」「工作車」「架線修理車」「クレーン車」「郵便車」「糞尿車」「コンクリートミキサー車」「塵芥車」「クレーン用台車」「ボートトレーラ」「キャンピングトレーラ」「穴堀建柱車」「粉粒体運搬車」「コンクリート作業車」「採血車」
大型特殊自動車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパ」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「ポール・トレーラ」
小型特殊自動車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドー

	ザ」「モータ・スイーパ」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」

１－18　車体の型式

申請者が呼ぶ特定共通構造部を使用する自動車の車体の型式を記載する。ただし、記載を省略して差し支えない。

１－19　長さ、幅、高さ

特定共通構造部を使用する自動車の保安基準第１条第１項第６号に規定する空車状態（以下「空車状態」という。）の寸法を記載する。記載値は小数第３位までとし、末尾を０又は５に丸める（末尾を０又は５に丸める場合には、２捨３入、７捨８入による。以下同じ。）。

１－20　軸距

特定共通構造部を使用する自動車の空車状態における前後の車軸の中心間で車両中心線に平行な水平距離（カタピラ式にあってはカタピラの接地長さ）を記載する。ただし、セミ・トレーラにあっては連結部（第５輪）中心から後車軸中心までの水平方向の距離を軸距とし、３以上の車軸を有する特定共通構造部を使用する自動車にあっては次の例により第１軸距と第２軸距に分けて前から順に記載し、必要な場合には、その合計を付記する。また、フル又はセミ兼用のトレーラでドリーにオフセットがある場合には、それぞれの軸距を記載する。

記載値は小数第３位までとし、末尾を０又は５に丸める。

例　３軸車の場合 4.400＋1.300＝5.700

１－21　荷台の内側の寸法

特定共通構造部を使用する自動車について、次の各号により記載する。

記載値は小数第３位までとし、末尾を０又は５に丸める。また「幅」及び「高さ」については、内装仕様差等によりその値が複数得られる場合、最小値のみを記載すればよい。

(1) 長さ

(ｱ) 普通型貨物自動車に使用する特定共通構造部の荷台の長さは、車両中心面付近にある前後の荷台枠の上縁付近の荷台内壁の間における大部分の床面に平行な方向の最短距離とする。

(ｲ) バン型貨物自動車に使用する特定共通構造部の荷物室の長さは、車両中心面付近の荷物室前縁（隔壁、座席の後縁又は折り畳んだ座席の部分）と荷物室後縁（突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）の間における荷物室高さの中点を通る大部分の床面に平行な方向の距離とする。ただし、当該平行線がガラスと交わるときの荷物室後縁は、窓の下縁材に接する鉛直線と当該平行線の交点（交点がガラス内面より外にあるときは、ガラス内面と当該平行線の交点）とする。

また、折り畳み座席又は脱着式座席（脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に、かつ、確実に脱着ができる構造の座席をいう。以下同じ。）を有する貨物自動車に使用する特定共通構造部にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の長さを記載し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の長さを（ ）書で付記する。

(2) 幅

(ｱ) バン型貨物自動車に使用する特定共通構造部の荷物室の幅は、荷物室長さの中央部で荷物室高さの２分の１の高さにおける荷物室内壁（突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）の間の車両中心線に直角でかつ水平な方向の距離とする。ただし、当該水平線がガラスと交わるときの荷物室内壁は、窓の下縁材に接する鉛直線と当該水平線の交点（交点がガラス内面より外にあるときは、ガラス内面と当該水平線の交点）とする。また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車に使用する特定共通構造部にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の幅を記載し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の幅を（ ）書で付記する。

(ｲ) 普通型貨物自動車に使用する特定共通構造部の荷台の幅は、荷台長さの中央部で荷台枠の上縁付近における荷台内壁の間の車両中心線に直角でかつ水平な方向の距離とする。

(3) 高さ

(ｱ) バン型貨物自動車に使用する特定共通構造部の荷物室の高さは、車両中心線付近における局部的凹凸を除く床面から天井までの間における大部分の床面に垂直な方向の最大距離とする。

なお、折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車に使用する特定共通構造部にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の高さを記載し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の高さを（ ）書で付記する。

(ｲ) 普通型貨物自動車に使用する特定共通構造部の荷台の高さは、荷台長さの中央部で荷台幅の中央部床面から荷台枠（柵のあるものは柵を含む。）の上縁までの間における大部分の床面に垂直な方向の距離とする。

１－22　荷台オフセット

特定共通構造部を使用する自動車の空車状態における後車軸の中心（後車軸が２軸のものにあっては前と後の車軸の中央。ただし、荷重支点が車軸の中央にないものにあってはその荷重中心とする。）から荷台床面の中心までの水平な方向の距離を記載する。この場合において、特定共通構造部をミキサー、タンク車等形状が複雑なものに使用する場合にあっては積載物品の体積中心又は積載装置の容積中心を、特定共通構造部をけん引自動車に使用する場合にあっては連結部（第５輪）中心をそれぞれ荷台床面の中心とみなす。

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有するバン型貨物自動車に使用する特定共通構造部にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態における荷台床面の中心から後車軸の中心までの距離を記載し、乗車設備を最大限に使用した場合でも積載量を有するものは、その状態における、荷台床面の中心から後車軸の中心までの距離を（ ）書で付記する。

なお、荷台床面の中心が後車軸の中心から後方にある場合には、数値の前に「－」の記号を付して記載する。記載値は小数第３位までとし、末尾を０又は５に丸める。

１－23　車両重量

特定共通構造部を使用する自動車の空車状態（脱着式座席を有する自動車にあっては座席をすべて取り付けた状態をいう。）におけるそれぞれの軸重及びその合計を記載する。

なお、軸の数が１の場合にあっては後軸重又は後後軸重の欄に、カタピラ式にあっては前軸重又は前前軸重の欄に記載する（以下同じ。）。ただし、５軸以上の自動車に使用する特定共通構造部にあっては第２号様式の２の諸元表にそれぞれの軸重を次の例に

より記載する。

また、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等の水又は金属のバラストについては車両重量に含める。

記載値は整数位までとし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に使用する特定共通構造部を除き、末尾を０に丸める。（末尾を０に丸める場合には、四捨五入による。以下同じ。）

例　前３軸後３軸車の場合

車両重量kg	前前軸重	5,830
	前後軸重	5,830＋5,830
	後前軸重	7,300
	後後軸重	7,300＋7,300
	計	39,390

１－24　乗車定員

特定共通構造部を使用する自動車の保安基準第53条の規定による乗車定員を記載する。ただし、幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第14 号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車又は協定規則第44号の技術的な要件に定める基準に適合する特定車両用の年少者用補助乗車装置を備える自動車（以下「幼児専用車等」という。）に使用する特定共通構造部にあっては「大人定員＋小人定員／1.5」を記載し、乗車定員11人以上の乗合自動車に使用する特定共通構造部にあっては「(座席定員＋立席定員＋乗務員)」を付記する。

なお、乗車定員11人以上の乗合自動車であって補助座席を有するものに使用する特定共通構造部については、これを折り畳んだ状態の乗車定員を記載する。ただし、次の各号に掲げる自動車に使用する特定共通構造部であって座席定員を超えて旅客を運送しないことが明らかな構造のものについては、補助座席を使用した状態の乗車定員を記載して差し支えない。

(ｱ) 一般貸切旅客運送事業用自動車

(ｲ) 一般乗合旅客運送事業用自動車のうち、定期観光に使用するもの

(ｳ) 特定旅客運送事業用自動車

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する自動車のうち、貨物自動車に使用する特定共通構造部にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を記載するとともに、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を（ ）書で付記し、貨物自動車以外の自動車に使用する特定共通構造部にあっては、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を記載する。

例　幼児専用車等に使用する特定共通構造部の場合　$3+\frac{38}{1.5}$

乗合自動車に使用する特定共通構造部の場合 25（24＋０＋１）

折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車に使用する特定共通構造部の場合　３（６）

折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車以外の自動車に使用する特定共通構造部の場合　６

１－25　最大積載量

特定共通構造部を使用する自動車の保安基準第53条第１項の規定による最大積載量を100から5,000までは50毎、5,000を超える場合は100毎（単位はkg）に記入する。

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有するバン型貨物自動車に使用する特定共通構造部にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を記入し、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を（ ）書で付記する。ただし、次に掲げるものにあっては、次の各号によって算出した値を記入する。

(1) 物品積載設備としてタンク類を使用する自動車（高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品を運搬するタンク自動車を除く。）に使用する特定共通構造部にあっては、タンクの容積（タンクの容積が 1,000 ﾘｯﾄﾙ以下のものにあっては 10 ﾘｯﾄﾙ、タンクの容積が 1,000 ﾘｯﾄﾙを超え 5,000 ﾘｯﾄﾙ以下のものにあっては 50 ﾘｯﾄﾙ（末尾が 50 ﾘｯﾄﾙ以上 100 ﾘｯﾄﾙ未満の場合は 50 ﾘｯﾄﾙとする。）及びタンクの容積が 5,000 ﾘｯﾄﾙを超えるものにあっては 100 ﾘｯﾄﾙ未満は切り捨てる。）に次表の左欄に掲げる積載物品に応じ、同表の右欄に掲げる比重を乗じて得た数値（0.90 から 1.00 までの数値を乗ずることができる。）を積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。

積　載　物　品	比重
揮発油	0.75
灯油	0.80
軽油	0.85
重油	0.93
潤滑油	0.95
アスファルト溶液	0.90
アルコール	0.80
フォルマリン	1.05
水、牛乳、糞尿	1.00
セメントと骨材の混合物	2.20
生コンクリート	2.40

(2) 高圧ガスの運搬の用に供するタンク自動車に使用する特定共通構造部にあっては、容器則第 22 条の液化ガスの質量の計算の方法により得た数値を積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。この場合において、タンクの容積は、高圧法第 44 条第 1 項による容器検査に合格したことを証する書面に記載された容器の内容積を用いるものとする。

(3) 専ら土砂等の運搬の用に供するダンプ車に使用する特定共通構造部にあっては、荷台の容積(0.1m^3 未満は切り捨てる。）に 1.5 トン/m^3（小型車にあっては 1.3 トン/m^3）を乗じた数値以上の値を積載物品の重量として用いるものとする。

(4) コンクリートミキサー及びアジテータ・トラックに使用する特定共通構造部にあっては、ドラムの最大混合容量に 2.4 トン/m^3（ドライ方式にあってセメント及び骨材のみをドラムに積載する場合には、2.2 トン/m^3）を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。ただし、ドライ方式にあっては、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態及び生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に 200 kg/m^3 を乗じて得た重量を減じたものとする。

(5) 専ら粉粒体物品の運搬の用に供するタンク自動車に使用する特定共通構造部にあっては、タンクの容積（100L（タンクの容積が 1,000L 未満のものにあっては 10L）未満

は切り捨てる。）に次表の左欄に掲げる積載物品に応じ、同表の右欄に掲げる見掛けの比重（積載物品の見掛けの比重が明らかな場合には、当該比重）を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量（10㎏未満は切り捨てる。）として用いるものとする。

積　載　物　品	見掛けの比重
バラセメント	1.00
フライ・アッシュ	0.80
飼料	0.50
ビニール・パウダ	0.45
小麦粉	0.50
カーボン・ブラック	0.32

(6) タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等で転圧作業を行うために必要な散水タンクを備えるものに使用する特定共通構造部にあっては、当該散水タンクを満量とした状態の水の重量を積載物品の重量（10㎏未満は切り捨てる。）として用いるものとする。

１－26　車両総重量

特定共通構造部を使用する自動車の細目告示第２条第１項第９号に規定する積車状態（車両重量＋最大積載量＋乗車定員×55㎏（幼児専用車等にあっては、大人定員×55㎏＋小人定員×55㎏÷1.5　により得た重量（１㎏未満は切り捨てる。）））におけるそれぞれの軸の軸重及びその合計を１－23 の例により記載する。また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する自動車のうち、貨物自動車に使用する特定共通構造部にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の車両総重量を記載するとともに、乗車設備を最大限に利用した状態の車両総重量を（ ）書で付記し、貨物自動車以外の自動車に使用する特定共通構造部にあっては、乗車設備を最大限に利用した状態の車両総重量を記載する。

記載値は整数位までとし、二輪車及び幼児専用車等に使用する特定共通構造部を除き、末尾を０又は５に丸める。

例　折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車に使用する特定共通構造部

前前軸重	790（ 815）
前後軸重	／
後前軸重	／
後後軸重	1,160（1,150）
計	1,950（1,965）

１－27　最大安定傾斜角度

特定共通構造部を使用する自動車の傾斜角度測定機で測定した角度又は計算した角度を記載する。この場合において、セミ・トレーラにあっては、主としてけん引されるけん引自動車と連結した状態の値のみを次の例により記載する。ただし、けん引自動車及びフル・トレーラに使用する特定共通構造部にあっては、連結状態の値の記載は要しない。

記載値は整数位までとし、１度未満は切り捨てるものとし、記入値とともに「以上」と記載することができる。

なお、計算値の場合には、（ ）書によりその旨を付記する。

例　○○○型と連結時38

１－28　車輪配列

特定共通構造部の前から順に車軸毎の車輪数を次の例により記載する。駆動輪は、車輪数の後に「駆動」又は「Ｄ」と記載するとともに、駆動選択ができる車輪については、その旨を（ ）書により付記する。また、前輪と後輪の間に「－」を入れるものとする。

なお、前輪と後輪の車輪数の前に前後の別を記載してもよい。

例　前２－後２駆動、２－２Ｄ
前２・２－後４駆動、２・２－４Ｄ
前２駆動－後４駆動・４駆動、２Ｄ－４Ｄ・４Ｄ
前２駆動（選択）－後２駆動、２Ｄ（選択又はＳ）－２Ｄ

１－29　旅客運送事業用自動車としての適否

旅客運送事業用の適否を下記の例に倣って記載する。

例　旅客運送事業用－適
旅客運送事業用－否（室内照明灯）

１－30　最高出力

審査事務規程別添の試験規程に基づいた全負荷運転における最高出力の値又は協定規則に基づいた最大ネット出力値を記載する。ただし、当分の間 ISO 規格又は SAE 規格の試験方法によることができる。また、測定値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、複数の駆動用電動機を有する電気自動車にあっては最も出力の高いものを記載する。

記載値は 10kW 未満にあっては小数第１位までとし第２位を四捨五入、10kW 以上にあっては整数位までとし小数第１位を四捨五入するものとし、最高出力時の回転速度及び試験方法(( ) 書とする。) を次の例により付記する。この場合において、原動機負荷にあっては「グロス」又は「G」と記載する。また、原動機車載出力にあっては「ネット」又は「N」の記載を省略して差し支えない。

例　147/2,800
147/2,800(グロス)又は147/2,800(G)
147/2,800(ECE)
184/3,300(ISO)
77/5,500(SAE)

１－31　最大トルク

審査事務規程別添の試験規程に基づいた全負荷運転における最大トルクの値又は協定規則に基づいた最大ネットトルク値を記載する。ただし、当分の間 ISO 規格又は SAE 規格の試験方法によることができる。また、測定値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、複数の駆動用電動機を有する電気自動車にあっては最もトルクの高いものを記載する。

記載値は、10N･m 未満のものにあっては小数第１位までとし、第２位を四捨五入し、10N･m 以上のものにあっては整数位までとし、小数第１位を四捨五入するものとし、最大トルク時の回転速度及び試験方法(( ) 書とする。) を次の例により付記する。この場合において、原動機負荷にあっては「グロス」又は「G」と記載する。また、原動機車載出力にあっては「ネット」又は「N」の記載を省略して差し支えない。

例　196/2,000ｓ
196/2,000(グロス)又は196/2,000(G)
196/2,000(ECE)
181/3,000(ISO)
162/3,000(SAE)

１－32　騒音

騒音規制区分は次の例により記載する。

例　平成26年騒音規制
H26年騒音規制

また、平成28年騒音規制に適合する場合は、次の例により記載する。

例　H28年騒音規制M1A1A

（「M1A1A」は車両カテゴリを表す。）

平成28年騒音規制における５桁の記号による車両カテゴリは、次の表に掲げる記号のうち該当するものを選択し記載すること。

１桁目から４桁目（車両のカテゴリ、サブカテゴリ及びフェーズの別）

<table>
<tr><td></td><td>１桁目及び２桁目</td><td>３桁目</td><td colspan="3">４桁目</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>協定規則第41号又は第51号のフェーズ１の要件を適用</td><td>協定規則第51号のフェーズ２の要件を適用</td><td>協定規則第51号のフェーズ３の要件を適用</td></tr>
<tr><td rowspan="4">乗車定員９人以下の専ら乗用の用に供する自動車</td><td rowspan="4">Ｍ１</td><td>Ａ PMR※1が120以下のもの</td><td rowspan="13">１</td><td rowspan="13">２</td><td rowspan="9">３</td></tr>
<tr><td>Ｂ PMRが120を超え160以下のもの</td></tr>
<tr><td>Ｃ PMRが160を超えるもの</td></tr>
<tr><td>Ｄ PMRが200を超え、乗車定員が４人以下、かつ、Ｒポイント※2の地上からの高さが450mm未満のもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">乗車定員９人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量※3が５トン以下のもの</td><td rowspan="4">Ｍ２</td><td>Ａ 技術的最大許容質量が2.5トン以下のもの</td></tr>
<tr><td>Ｂ 技術的最大許容質量が2.5トンを超え、3.5トン以下のもの</td></tr>
<tr><td>Ｃ 技術的最大許容質量が3.5トンを超え、最高出力が135kW以下のもの</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｄ 技術的最大許容質量が3.5トンを超え、最高出力が135kWを超えるもの</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">乗車定員９人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が５トンを超えるのもの</td><td rowspan="3">Ｍ３</td><td>Ａ 最高出力が150kW以下のもの</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｂ 最高出力が150kWを超え250kW以下のもの</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｃ 最高出力が250kWを超えるもの</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トン以下</td><td rowspan="2">Ｎ１</td><td>Ａ 技術的最大許容質量が2.5トン以下のもの</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｂ 技術的最大許容質量が2.5トンを超えるもの</td><td></td></tr>
</table>

のもの					
貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下のもの	Ｎ２	Ａ 最高出力が135kW以下のもの			
		Ｂ 最高出力が135kWを超えるもの			
貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が12トンを超えるもの	Ｎ３	Ａ 最高出力が150kW以下のもの			
		Ｂ 最高出力が150kWを超え250kW以下のもの			
		Ｃ 最高出力が250kWを超えるもの			
二輪自動車	Ｌ３	Ａ PMRが25以下のもの			
		Ｂ PMRが25を超え50以下のもの			
		Ｃ PMRが50を超えるもの			

※１　協定規則第41号又は第51号の規定により車両の最高出力（kW）を試験時重量(t)で除した値。
　ただし、当分の間、最高出力は審査事務規程別添の試験規程、協定規則、EEC指令、ISO規格、SAE規格又はDIN規格の試験方法によることができる。

※２　運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点

※３　安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、自動車製作者が指定したもの

５桁目（特例措置の適用）

	特例措置の内容
Ａ	特例措置なし
Ｂ	Ｎ１カテゴリから派生したＭ１カテゴリの車両（技術的最大許容質量が2.5トンを超え、かつ、Ｒポイントの地上からの高さが850mmを超えるものに限る。）
Ｃ	オフロード仕様の車両（ただし、Ｍ１カテゴリの車両にあっては技術的最大許容質量が２トンを超えるものに限る。）
Ｄ	車いすを収容するために製造・変更されたＭ１カテゴリの車両
Ｅ	防弾性能を有した車両
Ｆ	Ｍ３カテゴリの車両であって、ガソリンのみを燃料とするもの
Ｇ	技術的最大許容質量が2.5トン以下のＮ１カテゴリの車両で、排気量が660cc以下、最高出力を技術的最大許容質量で除した値が35kW/t以下、フロントアクスル中心とＲポイントとの水平距離が1,100mm未満のもの
Ｈ	Ｎ１カテゴリ及びＮ１カテゴリから派生したＭ１カテゴリの車両であって、技術的最大許容質量が2.5トン以下、Ｒポイントの地上高さが800mm以上、前軸中心か

	ら原動機重心までの水平距離が300～1,500mmの間にあり、排気量が660ccを超え1,495cc未満であって後輪駆動のもの

騒音値は、細目告示技術基準「近接排気騒音の測定方法」、「定常走行騒音の測定方法」及び「加速走行騒音の測定方法」に基づいて測定した場合は、測定値又は設計値を記載する。

また、協定規則第 41 号又は協定規則第 51 号に基づいて測定した場合は測定値又は設計値（近接排気騒音を除く。）を記載する。この場合、近接排気騒音の測定については複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあっては、最大となるモードで測定した値のみを記載すること。測定値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。

なお、定常走行騒音は指定速度（整数値）（複数ある場合は最大の速度）を（ ）書で、近接排気騒音にあっては測定時の原動機回転数を付記する。

また、平成 28 年騒音規制より前に協定規則第 41 号が適用されるものにあっては、騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよく、平成 28 年騒音規制が適用されるものにあっては、近接排気騒音以外の騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよい。

近接排気騒音欄の記載例

規制区分及び騒音値		記載例
平成28年騒音規制が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値）を記載	96/4500
平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるものする場合	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載	94/4500
	騒音値の記載を省略する場合	-/4500
上記以外の自動車	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載	94/4500

１－33　排出ガス値

表題欄の試験モード名の行に類別毎に細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」、「軽・中量車排出ガスの測定方法」、「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」、「二輪車排出ガスの測定方法」及び「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に基づく試験モード名を記載し、排出ガス成分欄の（ ）内に単位を記載すること。

細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」及び「軽・中量車排出ガスの測定方法」に基づき、該当する試験モードで測定した排出ガス成分の量の値を次の各号により記載する。ただし、自動車排出ガスの平均値規制の適用対象一酸化炭素等発散防止装置を使用する特定共通構造部については完成検査目標平均値（完成検査における管理に際して目標として用いる平均値（細目告示第 41 条第１項第１号、第３号、第５号、第７号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号並びに第 243 条第１項第１号並びに適用関係告示第 28 条第 139 項、第 141 項、第 143 項、第 145 項、第 150 項、第 151 項、第 155 項、第 157 項、第 159 項及び第 161 項並びに第 63 条第７項の適用を受ける自動車にあっては、完成検査における管理に際して目標として用いる長距離走行後の排出ガス平均値）をいう。）を記載するものとする。

また、低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示第 103 号）（以下「低排出ガス車認定要領」という。）に基づく認定の対象となる一酸化炭素等発散防止装置を使用する特定共通構造部については、低排出ガス車認定要領第四条による耐久走行後の排出ガス値を記載することでもよい。

なお、記載値は、細目告示又は適用関係告示（自動車排出ガスの平均値規制の適用対象一酸化炭素等発散防止装置を使用する特定共通構造部については平均値規制）に規

定するそれぞれの排出ガスに係る規制値の桁数（細目告示第 41 条第１項第５号に規定する自動車の窒素酸化物については、規制値の桁数の１桁下位としてもよい）までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。ただし、低排出ガス車認定要領に基づく認定対象一酸化炭素等発散防止装置を使用する特定共通構造部については、同告示別表第一から別表第八までに規定するそれぞれの排出ガスに係る値の桁数（低排出ガス車認定要領に規定する排出ガス成分に限る。）までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1) ガソリン、LPG 又は CNG を燃料とする自動車であって JC08 モード法又は WLTC モード法が適用されるものに使用する特定共通構造部について、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の１キロメートル当たりの排出量をｇの単位で表した値及び排出粒子数をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NOx、PM 及び PN の欄に記載する。ただし、PM 及び PN の欄については排出量の基準適用を受ける場合に限り記載する。

(2) ガソリン、LPG、CNG 又は LNG を燃料とする自動車であって JE05 モード試験法が適用されるものに使用する特定共通構造部について、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の１時間の仕事量当たりの排出量をｇの単位で表した値及び排出粒子数をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NOx、PM 及び PN の欄に記載する。ただし、PM 及び PN の欄については排出量の基準適用を受ける場合に限り記載する。

(3) 軽油を燃料とする自動車であって JC08 モード法又は WLTC モード法が適用されるものに使用する特定共通構造部について、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行１キロメートル当たりの排出量をｇの単位で表した値及び排出粒子数をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NOx、PM 及び PN の欄に記載する。

(4) 軽油を燃料とする自動車であって WHTC モード及び WHSC モード試験法又は JE05 モード試験法が適用されるものに使用する特定共通構造部について、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の１時間の仕事量当たりの排出量をｇの単位で表した値及び排出粒子数をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NOx、PM 及び PN の欄に記載する。この場合において、WHTC モード及び WHSC モード試験法が適用される自動車にあっては、WHTC モードの値を記載する。

(5) ガソリンを燃料とする自動車であって二輪車モード試験法又は WMTC モード試験法が適用されるものに使用する特定共通構造部について、該当するモード試験法による一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の１キロメートル当たりの排出量をｇの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードの CO、HC 及び NOx の欄に記載する。

(6) ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって７モード試験法及び LSI-NRTC モード法が適用されるものに使用する共通構造部について、一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の１時間の仕事量当たりの排出量をｇの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードの CO、HC 及び NOx の欄に記載する。

(7) 軽油を燃料とする特殊自動車であって８モード試験法が適用されるものに使用する特定共通構造部について、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の１時間の仕事量当たりの排出量をｇの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードの CO、HC、NOx 及び PM の欄に記載する。

(8) 軽油を燃料とする特殊自動車であって８モード及び NRTC モード試験法が適用されるものに使用する特定共通構造部について、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の１時間の仕事量当たりの排出量をｇの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NOx 及び PM の欄に、８モード試験法、NRTC モード試験法の順に記載する。なお、８モード試験法による完成検査目標値と NRTC モード試験法による完成検査目標値が同一となる場合は、その値を記載するものとする。

１－34－１　JC08モード燃料消費率

ガソリン、LPG又は軽油を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定自動車に使用する特定共通構造部に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08モード法により保安基準第31条第２項の基準に適合した自動車に使用する特定共通構造部にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をしたJC08モード燃料消費率を該当する欄に次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン、LPG又は軽油を燃料とするその他の特定共通構造部についても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。

例　8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・（km/Ｌ）

１－34－２　WLTCモード燃料消費率

ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定自動車に使用する特定共通構造部に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した自動車に使用する特定共通構造部にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした WLTC モード燃料消費率を該当する欄に次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とするその他の特定共通構造部についても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記入値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。

例　8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・（km/Ｌ）

１－34－３　重量車モード（JH15モード）燃料消費率

軽油、CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）、乗車定員 11 人以上の乗合自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るもの又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した値を基礎として算定した値（以下「重量車モード（JH15 モード）燃料消費率」という。）を次により記載するものとし、１-34-５に規定する重量車燃料消費率区分の記号を（　）書きで付記する。ただし、重量車モード（JH15 モード）燃料消費率に代えて設計値を記載してもよい。また、CNG 又は LNG を燃料とする自動車であって、別添「共通構造部型式指定実施要領」で定める第２号様式の１（諸元表例）又は第２号様式の２（諸元表例）に JH25 モード燃料消費率を記載した自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。

なお、軽油、CNG 又は LNG を燃料とするその他の自動車についても、記載しても差し支えない。

単位は、軽油を燃料とする自動車の場合は km/L を、CNG を燃料とする自動車の場合は km/Nm³を、LNG を燃料とする自動車の場合は km/kg を用いるものとする。

(1) 既に本項の取扱いによる重量車モード（JH15 モード）燃料消費率を有する自動車又は既に本項の取扱いによる重量車モード（JH15 モード）燃料消費率を有する自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置と排出ガス値及び重量車燃料消費率に係る性能につ

いて変更のない一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の場合は次による。
なお、記載値は小数第２位までとし、第３位を四捨五入する。

(ｱ) 軽油を燃料とする自動車

(a) 2.00km/L 未満
使用する数値は、0.02km/L 毎とする
例 0.98 1.00 ・・・1.96 1.98 (T1)

(b) 2.00km/L 以上5.00km/L 未満
使用する数値は、2.00km/L を基準に 0.05km/L 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。
例 2.00 2.05 ・・・4.90 4.95 (T2)

(c) 5.00km/L 以上10.00km/L 未満
使用する数値は、5.00km/L を基準に 0.10km/L 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。
例 5.00 5.10 ・・・9.80 9.90 (T3)

(d) 10.00km/L 以上
使用する数値は、10.00km/L を基準に 0.20km/L 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。
例 10.00 10.20 ・・・19.60 19.80・・・ (T4)

(ｲ) CNGを燃料とする自動車

(a) 2.00km/Nm³ 未満
使用する数値は、0.02km/Nm³ 毎とする
例 0.98 1.00 ・・・1.96 1.98 (T1)

(b) 2.00km/Nm³ 以上5.00km/Nm³ 未満
使用する数値は、2.00km/Nm³ を基準に 0.05km/Nm³ 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。
例 2.00 2.05 ・・・4.90 4.95 (T1)

(c) 5.00km/Nm³ 以上10.00km/Nm³ 未満
使用する数値は、5.00km/Nm³ を基準に 0.10km/Nm³ 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。
例 5.00 5.10 ・・・9.80 9.90 (T1)

(d) 10.00km/Nm³ 以上
使用する数値は、10.00km/Nm³ を基準に 0.20km/Nm³ 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。
例 10.00 10.20 ・・・19.60 19.80・・・(T1)

(ｳ) LNGを燃料とする自動車

(a) 2.00km/kg 未満
使用する数値は、0.02km/kg 毎とする
例 0.98 1.00 ・・・1.96 1.98 (T1)

(b) 2.00km/kg 以上5.00km/kg 未満
使用する数値は、2.00km/kg を基準に 0.05km/kg 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。
例 2.00 2.05 ・・・4.90 4.95 (T1)

(c) 5.00km/kg 以上10.00km/kg 未満
使用する数値は、5.00km/kg を基準に 0.10km/kg 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。
例 5.00 5.10 ・・・9.80 9.90 (T1)

(d) 10.00km/kg 以上

使用する数値は、10.00km/kg を基準に 0.20km/kg 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 10.00 10.20 ・・・19.60 19.80・・・ (T1)

(2) (1)以外の自動車の場合は、次による。

なお、記載値は小数第２位までとし、第３位を四捨五入する。

(ｱ) 軽油を燃料とする自動車

使用する数値は、0.01km/L 毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

(ｲ) CNGを燃料とする自動車

使用する数値は、0.01 km/Nm³毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

(ｳ) LNGを燃料とする自動車

使用する数値は、0.01 km/kg 毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

１－34－４　JH25モード燃料消費率

軽油、CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)、乗車定員 11 人以上の乗合自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るもの又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」(CNG 又は LNG を燃料とする自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程)に基づいて測定した値を基礎として算定した値(以下「JH25 モード燃料消費率」という。)を次により記載するものとし、１－34－５に規定する重量車燃料消費率区分の記号を（　）書きで付記する。ただし、JH25 モード燃料消費率に代えて設計値を記載してもよい。また、CNG 又は LNG を燃料とする自動車であって、別添「共通構造部型式指定実施要領」で定める第２号様式の１（諸元表例）又は第２号様式の２（諸元表例）に重量車モード（JH15 モード）燃料消費率を記載した自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。

なお、軽油、CNG 又は LNG を燃料とするその他の自動車についても、記載しても差し支えない。

単位は、軽油を燃料とする自動車の場合は km/L を、CNG を燃料とする自動車の場合は km/Nm³を、LNG を燃料とする自動車の場合は km/kg を用いるものとする。

記載値は小数第２位までとし、第３位を四捨五入する。

(ｱ) 軽油を燃料とする自動車

使用する数値は、0.01km/L 毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

(ｲ) CNGを燃料とする自動車

使用する数値は、0.01 km/Nm³毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

(ｳ) LNGを燃料とする自動車

使用する数値は、0.01 km/kg 毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

１－34－５ 重量車燃料消費率区分

重量車燃料消費率区分は次の例により記載する。

例　(T11)

重量車燃料消費率による車両区分は、次の表に掲げる記号のうち該当するものを選択し記載すること。

車両区分		記号
車両総重量3.5トン超の貨物自動車（トラック等）	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が1.5トン以下）のもの	T1
	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が1.5トン超２トン以下）のもの	T2
	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が２トン超３トン以下）のもの	T3
	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が３トン超）のもの	T4
	車両総重量が7.5トン超８トン以下のもの	T5
	車両総重量が８トン超10トン以下のもの	T6
	車両総重量が10トン超12トン以下のもの	T7
	車両総重量が12トン超14トン以下のもの	T8
	車両総重量が14トン超16トン以下のもの	T9
	車両総重量が16トン超20トン以下のもの	T10
	車両総重量が20トン超のもの	T11
車両総重量3.5トン超の貨物自動車（トラクタ）	車両総重量が20トン以下のもの	TT1
	車両総重量が20トン超のもの	TT2
乗用自動車（路線バス）	車両総重量が６トン超８トン以下のもの	BR1
	車両総重量が８トン超10トン以下のもの	BR2
	車両総重量が10トン超12トン以下のもの	BR3
	車両総重量が12トン超14トン以下のもの	BR4
	車両総重量が14トン超のもの	BR5
乗用自動車（一般バス）	車両総重量が3.5トン超６トン以下のもの	B1
	車両総重量が６トン超８トン以下のもの	B2
	車両総重量が８トン超10トン以下のもの	B3
	車両総重量が10トン超12トン以下のもの	B4
	車両総重量が12トン超14トン以下のもの	B5
	車両総重量が14トン超16トン以下のもの	B6
	車両総重量が16トン超のもの	B7

附則５　電子申請を行う場合の共通構造部諸元表等の書面の作成要領

第１　総則

電子申請による申請又は届出を実施する場合の諸元表等の添付書面の作成要領を定める。作成にあたっては、附則４「共通構造部の諸元表の記載要領」による他、この要領に定められている記載方法により行うこととする。

適用範囲は、法第75条の２第１項の規定による特定共通構造部の型式についての指定とする。

第２　電子申請を行う際の添付書面の様式等

１　電子申請を行う際の添付書面は別紙「電子申請を行う際の添付書面作成要領」に規定する書面毎に電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下、「電磁的記録」という。）により作成する。

この場合において、添付書面の１ファイルあたりの容量は、５メガバイトを超えないものとする。

２　PDF形式とは、Adobe PDF(Portable Document Format)形式をいう。作成にあたっては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録をPDF 形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて電磁的記録をPDF 形式に作成することができない場合にあっては、イメージスキャナー等を用いて作成し、PDF 形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は200dpi程度とする。

３　TXT形式とは、カンマ区切り形式（以下「CSV形式」という。）の電磁的記録をいう。作成にあたっては別紙２「CSV形式による諸元表の記載要領」による。また、記載項目のうち、不要な項目があるときは当該項目コードを省略して差し支えない。

第３　電子申請時の細部取扱い

１　電子申請を行う際の添付書面の欄には、該当する添付書面番号ごとに「１」を記載することとする。

２　電子申請時に添付出来ない電磁的記録については、郵送、持参又はE-mail により提出することができる。また、複数の電磁的記録を同時に提出する場合には電子申請を行った際に通知された到着番号名のフォルダを作成し、その中に電磁的記録を格納し、提出する電磁的記録の一覧表を添えて提出すること。

別紙１　電子申請を行う際の添付書面作成要領

１　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の１から56、59から64、66から70、80及び82に分けて分類する。
２　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
３　電子申請時に添付するファイル形式はPDF 形式とし、ファイル名は次表のとおり（半角、小文字）とする。ただし、共通構造部型式指定の申請後に、当該特定共通構造部を使用して指定を受けた自動車の類別を追加する場合にあっては、２の添付書面はTXT形式で提出すること。
４　45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。

	添　付　書　面　名	ファイル名
1	提出書面一覧表	teishutsuichiran
2	諸元表（TXT）	syogen1
	諸元表（PDF）	syogen1
3	諸元表（PDF）	syogen2
4	外観図	gaikanzu
5	構造・装置の概要説明書	gaiyousetsumei
6	走行性能曲線図	soukoukyokusen
7	原動機性能曲線図	gendoukikyokusen
8	車台番号の打刻届出書（写し）	shadaidakoku
9	原動機の型式の打刻届出書（写し）	gendoukidakoku
10	外観写真	gaikansyashin
11	保安基準に適合することを証する書面	hoantekigou
12	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	souchiichiran
13	装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写し	souchitsuuchisyo
14	最高速度の計算書	saikousokudo
15	農耕作業用自動車等機能証明書	noukousyoumei
16	農耕作業用自動車等機能確認書	noukoukakunin
17	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	souonsetsumei
18	構造変更経緯書	henkoukeiisyo
19	完成検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面	kankensoshiki
20	完成検査及び装置の検査の実施要領 － 完成検査の項目等	kankenkoumoku
21	完成検査及び装置の検査の実施要領 － 装置の検査の項目等	kankensouchikoumoku
22	完成検査及び装置の検査の実施要領 － 完成検査のチェックシート	kankencheck
23	完成検査及び装置の検査の実施要領 － 完成検査ライン工程図	kankenkouteizu
24	完成検査及び装置の検査の実施要領 － 品質保証体系図	kankentaikeizu
25	完成検査及び装置の検査の実施要領 － 共同申請の場合の業務分担	kankenkyoudoubuntan
26	完成検査及び装置の検査の実施要領	kankenichibuhani

	ー 完成検査の一部委託の場合の委託先等 ー 委託先及び委託業務の範囲	
27	完成検査及び装置の検査の実施要領 ー 完成検査の一部委託の場合の委託先等 ー 委託先の業務実施体制	kankenichibutaisei
28	完成検査及び装置の検査の実施要領 ー 完成検査の一部委託の場合の委託先等 ー 委託業務に関する指導監督方法	kankenichibushidou
29	自動車検査用機械器具の管理要領ー 自動車検査用機械器具の一覧表	kiguichiran
30	自動車検査用機械器具の管理要領 ー 保守管理体制又は保守管理体制図	kigutaiseizu
31	完成検査終了証の発行要領を記載した書面	kankenhakkou
32	点検整備方式を記載した書面	tenken
33	契約書の写し	keiyakusyo
34	品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面	hinkan
35	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲又は特定共通構造部の範囲	souchihani
36	特別な表示の表示位置及び表示方式を記載した図面	tokubetsuzumen
37	型式認定番号標取付図	katashikitoritsukezu
38	原動機総排気量表示図	gendoukitoritsukezu
39	その他自動車の構造、装置及び性能に関して必要な書面	shiken1
40	申請に係る構造又は装置に関し、保安基準の適用の除外を受ける事項及びその理由を記載した書面	shiken2
41	申請に係る構造又は装置を有する自動車の安全性の確保及び環境対策について記載した書面	shiken3
42	試験運行によるデータ収集項目を記載した書面	shiken4
43	申請に係る自動車又は構造及び装置の開発状況と普及の見通しを記載した書面	shiken5
44	認定を申請する者と申請に係る自動車との関係を表す書面	shiken6
45	車台番号又は原動機の型式の打刻届出書（ PDF書面）	dakokutodoke
46	打刻がないことの証明書	dakoku1
47	補修用シリンダブロックに打刻する証明書	dakoku2
48	打刻に係る証明書	dakoku3
49	登記簿等業とする旨を証する書面	dakoku4
50	自動車通関証明書の写し等	dakoku5
51	印鑑・署名（ 完成検査終了証の印鑑・署名の届出書）	shinseiinkan
52	申請者の経歴の概要（ 打刻指定申請書）	shinseikeireki
53	打刻業務に関する組織（ 打刻指定申請書）	shinseigyoumu
54	取扱内規（ 打刻指定申請書）	shinseinaiki

55	打刻様式及び打刻字体（ 輸入自動車等の打刻届出書）	shinseijitai
56	その他書面	sonota
59	完成検査及び装置の検査の実施要領 －実施規程第７条第２項第４号の措置	kyogikisaiboushisochi
60	完成検査及び装置の検査の実施要領 －完成検査員になろうとする者に対して行う教育訓練等の内容	kensainsenninkyouiku
61	完成検査及び装置の検査の実施要領 －完成検査員に選任した者に対して行う継続的な教育訓練の内容	kensainkeizokukyouiku
62	完成検査及び装置の検査の実施要領 －完成検査員の配置方針	kensainhaichihoushin
63	完成検査及び装置の検査の実施要領 －完成検査に係る誓約書	kankenseiyakusho
64	第四条第一項に定める基準に適合することを証する書面	4jyou1kou
66	第四条第二項の基準に適合することを証する書面	4jyou2kou
67	特定改造等の実施に係る権利を有していることを証明する書面	kaizoukenri
68	不正行為防止の措置が適切に講じられていることを証する書面	fuseiboushi
69	申請に係る業務管理システムの概要を記載した書面	systemgaiyou
70	変更管理手順	henkou
80	サイバーセキュリティ及びプログラム管理に係る適合証	cybersecurity
82	内部統制システムの概要を記載した書面	naibutousei

注）項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙２

CSV 形式による諸元表の記載要領

CSV 形式により、諸元表（ 第１号様式、第２号様式の１、第２号様式の２）を提出する場合の作成要領は、以下のとおりとする。

別表１－１の型式データ項目及び別表１－２の類別データ項目を１．レコードの構成に従い、ファイルを作成し、２．ファイルの構成に従い、ファイル名を付けファイルを作成する。

１．レコードの構成

(1) 型式項目管理レコード

(2) 型式データレコードの見出しとなるレコードで、各型式項目に一意に付与された型式項目コードを、必要な項目数分、羅列したレコード。（ 型式項目コードは、別表１－１ 参照）

型式項目 コード１	区切り	型式項目 コード２	区切り	以下、型式項目コード、カンマ区切りの順で必要数繰り返し
RM010	,	RM020	,	． ． ．

(2) 型式データレコード

(1) 型式項目管理レコードの各型式項目に対応する、実データを羅列したレコード。各実データは″ ″（ダブルクォーテーション）で囲み設定する。

型式 データ１	区切り	型式 データ２	区切り	以下、型式データ、カンマ区切りの順で必要数繰り返し
″999″	,	″A-ABC″	,	． ． ．

(3) 類別項目管理レコード

(4) 類別データレコードの見出しとなるレコードで、各類別項目に一意に付与された類別項目コードを、必要な項目数分、羅列したレコード。（ 類別項目コードは、別表１－２ 参照 ）

類別項目 コード１	区切り	類別項目 コード２	区切り	以下、類別項目コード、カンマ区切りの順で必要数繰り返し
RV010	,	RV020	,	． ． ．

(4) 類別データレコード

(3) 類別項目管理レコードの各類別項目に対応する、実データを羅列したレコード。各実データは、″ ″（ダブルクォーテーション）で囲み設定する。

類別 データ１	区切り	類別 データ２	区切り	以下、類別データ、カンマ区切りの順で必要数繰り返し
″999″	,	″A-ABC″	,	． ． ．

２．ファイルの構成

ファイル構成については、次の(1)又は(2)のどちらか選択出来るものとする。

ファイルの拡張子は「．　ｔｘｔ」とし、使用するエディタについては特に規定しない。

(1) 型式データを先に、続けて類別データを記載する構成

```
型式項目管理レコード
型式１データレコード
型式２データレコード
：
類別項目管理レコード
型式１類別１データレコード
型式１類別２データレコード
：
型式２類別１データレコード
型式２類別２データレコード
：
```

(2) 型式データ、類別データを交互に記載する構成

```
型式項目管理レコード
型式１データレコード
類別項目管理レコード
型式１類別１データレコード
型式１類別２データレコード
：
型式項目管理レコード
型式２データレコード
類別項目管理レコード
型式２類別１データレコード
型式２類別２データレコード
：
```

別表１－１

共通構造部諸元表 CSV 化レコード項目一覧表（型式データ項目）

項番	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①	②	③	内容
1	車名及び型式	車名コード	RM010	3	半角	◎	◎	◎	・半角英数字３桁で設定する。 ・自動車登録検査業務電子情報処理システム（以下「MOTAS」という。）で管理している車名コードを準用して設定する。
2		型式	RM020	15	半角	◎	◎	◎	・半角英数ハイフン 15 桁以内で設定する。
3	車体の名称	車体の名称	RM030	80	全角	○	○	○	・全角文字 40 桁以内で設定する。
4	車台の名称及び型式	車台の名称	M0010	80	全角	○	○	○	・全角文字 40 桁以内で設定する。
5		車台の型式	M0020	18	半角	○	○	○	・半角英数ハイフン 18 桁以内で設定する。
6	車台番号の打刻様式	車台番号打刻様式	M0030	60	混在	○	○	○	・混在文字 60 バイト以内で設定する。 ・複数存在する場合は、区切り文字（半角＃）を使用して設定する。なお、「概要説明書を参照」等記載し車台番号の打刻様式を別添としてもよい。
7	車台番号の打刻位置	車台番号打刻位置	M0040	90	全角	○	○	○	・全角文字 45 桁以内で設定する。 ・複数存在する場合は、区切り文字（全角＃）を使用して設定する。
8	（車台番号ヘッダー部）	車台番号ヘッダー部	M0050	18	半角	◎	◎	◎	・半角英数記号 18 桁以内で下記のいずれかを設定する。 ＊：輸入自動車の場合及び VIN 又は PIN 打刻車両の場合 具体名：上記以外の場合（車台番号の「－」の直前までの部分を設定）
9	製作者等の氏名又は名称	申請者の氏名又は名称	M0060	80	全角	◎	◎	◎	・全角文字 40 桁以内で設定する。
10		自動車の製作者	M0070	80	全角	○	○	○	・全角文字 40 桁以内で設定する。

		（申請者と異なる場合）							
11	自動車の種別	自動車の種別	M0080	30	全角	○	○	○	・全角文字 15 桁以内で設定する。
12	（車種）	車種具体名	M0090	12	全角	◎	◎	◎	・全角文字６桁以内で下記のいずれかを設定する。 建設機械 普通貨物 乗合 普通乗用 小型貨物 小型乗用 小型３輪貨物 小型３輪乗用 特種用途車 特殊車 二輪車 軽乗用 軽貨物 軽特種用途車
13	燃料の種類	燃料の種類（主燃料）	M0100	20	全角	○	○	○	・ 全角文字 10 桁以内で下記のいずれかを設定する。 （燃料をもたない場合は設定不要） メタノール ガソリン 軽油 LPG 灯油 電気 CNG LNG ANG ガソリン△LPG ガソリン△灯油 ガソリン△CNG ガソリン△LNG 圧縮水素 圧縮水素△ガソリン ガソリン・電気 軽油・電気 LPG・電気 ※「△」は全角スペース
14		燃料の種類（併用）	M0110	20	全角	○	○	○	
15		燃料の種類３（混合又は併用される燃料）	M0120	20	全角	○	○	○	
16	原動機の型式	原動機の型式	M0130	24	半角	○	○	○	・半角英数字ハイフン 24 桁以内で設定する。 （原動機がない場合は設定

									不要)
17		原動機製作者名	M0140	80	全角	○	○	○	・全角文字 40 桁以内で設定する。 ・原動機の製作者が自動車の製作者と異なる場合にのみ設定する。
18	原動機の型式の打刻様式	打刻様式／内燃機関、電動機１、電動機２	M0150	60	半角	○	○	○	・半角文字 60 桁以内で設定する。 ・内燃機関、電動機１、電動機２の別に区切り文字（半角#)を使用して設定する。
19	原動機の型式の打刻位置	打刻位置／内燃機関、電動機１、電動機２	M0160	180	全角	○	○	○	・全角文字 90 桁以内で設定する。 ・内燃機関、電動機１、電動機２の別に区切り文字（全角#)を使用して設定する。
20	（原動機の位置コード)	原動機の位置	M0170	1	半角	○	○	○	・半角数字１桁で下記のいずれかを設定する。 （原動機がない場合は設定不要) １：車両の後部に配置 ２：その他
21	総排気量(L)又は定格出力(kw)	原動機区分（ロータ数)	M0180	1	半角	◎	◎	◎	・半角数字１桁で設定する。 ・ロータリエンジンの場合はロータ数を、それ以外の場合は「０」を設定する。
22		単室容積	M0190	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 （原動機がない場合は設定不要) ・Ｌ単位で設定する。 ・ロータリエンジンの場合のみ設定する。
23		総排気量又は定格出力	M0200	6	半角	○	○	○	・半角数字６桁以内で設定する。 （原動機がない場合は設定不要) ・レシプロエンジンの場合は総排気量（立方cm単位）を設定する。 ・電気自動車及び燃料電池自動車の場合は定格出力（W単位）を設定する。 ・ロータリエンジンの場合は「単室容積×ロータ数」を立方cm単位で設定する。

24	（様式種別）	様式種別	M0270	2	半角	◎	◎	◎	・半角数字２桁で下記のいずれかを設定する。 17：共通構造部(第１号様式) 18:共通構造部(第２号様式の１) 19:共通構造部(第２号様式の２)
25	バージョン	バージョン情報	M9999	8	半角	○	○	○	・バージョン情報を設定

※「諸元項目名」に括弧がある項目は、諸元表に記載を要しない。

① 共通構造部（第１号様式）
② 共通構造部（第２号様式の１）
③ 共通構造部（第２号様式の２）

◎ ： 必ず項目コード及び内容を設定
○ ： 該当する場合に項目コード及び内容を設定
× ： 項目コード及び内容の設定不要

別表１－２

共通構造部諸元表 CSV 化レコード項目一覧表（類別データ項目）

項番	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①	②	③	内容
1	（車名及び型式）	車名コード	RV010	3	半角	◎	◎	◎	・半角英数字３桁で設定する。 ・MOTAS で管理している車名コードを準用して設定する。
2		型式	RV020	15	半角	◎	◎	◎	・半角英数ハイフン 15 桁以内で設定する。
3	（車体の名称）	車体の名称	RV030	80	全角	○	○	○	・全角文字 40 桁以内で設定する。
4	車体の型式	車体の型式	V0010	18	半	○	○	○	・半角英数ハイフン 18 桁以内で設定する。
5	類別区分番号	類別区分番号	V0030	4	半角	◎	◎	◎	・半角数字４桁以内で設定する。
6	通称名	通称名	V0040	40	全角	◎	◎	◎	・全角文字 20 桁以内で設定する。
7	仕様	類別仕様説明(1)	V0050	60	混在	○	○	○	・混在文字（半角／全角）60 バイト以内 で設定する。 ・類別仕様説明(1)～(20)の合計バイト数が 300 バイト以内で設定する。
8		類別仕様説明(2)	V0060	60	混在	○	○	○	
9		類別仕様説明(3)	V0070	60	混在	○	○	○	
10		類別仕様説明(4)	V0080	60	混在	○	○	○	
11		類別仕様説明(5)	V0090	60	混在	○	○	○	
12		類別仕様説明(6)	V0100	60	混在	○	○	○	
13		類別仕様説明(7)	V0110	60	混在	○	○	○	
14		類別仕様説明(8)	V0120	60	混在	○	○	○	
15		類別仕様説明(9)	V0130	60	混在	○	○	○	
16		類別仕様説明(10)	V0140	60	混在	○	○	○	
17		類別仕様説明(11)	V0150	60	混在	○	○	○	
18		類別仕様説明(12)	V0160	60	混在	○	○	○	
19		類別仕様説明(13)	V0170	60	混在	○	○	○	

20		類別仕様説明(14)	V0180	60	混在	○	○	○	
21		類別仕様説明(15)	V0190	60	混在	○	○	○	
22		類別仕様説明(16)	V0200	60	混在	○	○	○	
23		類別仕様説明(17)	V0210	60	混在	○	○	○	
24		類別仕様説明(18)	V0220	60	混在	○	○	○	
25		類別仕様説明(19)	V0230	60	混在	○	○	○	
26		類別仕様説明(20)	V0240	60	混在	○	○	○	
27	用途	用途(車両カテゴリー)	V0250	28	全角	○	○	○	・全角文字 14 桁以内で設定する。
28	旅客運送事業用自動車としての適否	旅客運送事業用適否	V0260	2	全角	◎	◎	◎	・全角文字１桁で下記のいずれかを設定する。 適：事業用へ適合する場合 否：それ以外の場合
29		旅客運送事業用適否（詳細説明）	V0270	50	全角	○	○	○	・全角文字 25 桁以内で設定する。 （乗合に限る。） ・旅客運送事業用適否が「否」の場合に設定する。
30	車体の形状	車体の形状コード	V0280	3	半角	◎	◎	◎	・半角英数字３桁で設定する。 ・「別表３　車体の形状コード一覧表」に記載されている車体の形状コードを設定する。
31	（派生区分）	派生区分	V0290	1	半角	×	○	○	・半角英字（大文字）１桁で下記内容を設定する。 （該当しない場合は設定不要） Ｊ：構造Ａ Ｖ：構造Ｂ１ Ｔ：構造Ｂ２ ※貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定める構造Ａ、構造Ｂ１及び構造Ｂ２とする。
32	（貨物車構	貨物車構造	V0300	1	半	×	○	○	・半角英字（大文字）１桁で

	造)				角				下記のいずれかを設定する。 （燃費の設定がない場合は設定不要） Ａ：構造Ａ Ｂ：構造Ｂ ※貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定める構造Ａ及び構造Ｂとする。
33	（燃費仕様差)	燃費仕様差	V0310	60	全角	△	△	×	・全角文字 30 桁以内で設定する。 （燃費の設定がない場合は設定不要） （例：ターボチャージャー、電動パワステ等)
34	（燃料供給装置の形式)	燃料供給装置の形式	V032	40	全角	△	△	×	・全角文字 20 桁以内で設定する。 （燃費の設定がない場合は設定不要）
35	（変速機形式及び段数)	変速機形式及び段数	V0330	24	全角	△	△	×	・全角文字 12 桁以内で設定する。 （燃費の設定がない場合は設定不要） （例：自動４速、手動５速等)
36	（変速機区分)	変速機区分	V0340	1	半角	○	○	○	・半角英字（大文字）１桁で下記のいずれかを設定する。 (燃費の設定がない場合は設定不要) Ａ：オートマチック及び無段変速機 Ｍ：マニュアル
37	軸距又は接地長	軸距又は接地長	V0350	24	半角	○	○	○	・半角文字 24 桁以内で設定する。 ・m 単位で設定する。 (例:9.999+9.999+9.999=99.999)
38	長さ	全長	V0360	6	半角	◎	◎	◎	・半角数字５～６桁 （××.×××又は×.×××の形式）で設定する。 ・m 単位で設定する。

39	幅		全幅	V0370	5	半角	◎	◎	◎	・半角数字５桁（×.×××）で設定する。 ・m 単位で設定する。
40	高さ		全高（空車時）	V0380	5	半角	◎	◎	◎	・半角数字５桁（×.×××）で設定する。 ・m 単位で設定する。
41	荷台の内側の寸法	長さ	荷台内側長さ	V0390	6	半角	×	○	○	・半角数字５～６桁（××.×××又は×.×××の形式）で設定する。 ・m 単位で設定する。
42			荷台内側(最多乗員時)長さ	V0400	6	半角	×	○	○	・半角数字５～６桁（××.×××又は×.×××の形式）で設定する。 ・m 単位で設定する。
43		幅	荷台内側幅	V0410	5	半角	×	○	○	・半角数字５桁(×.×××の形式）で設定する。 ・m 単位で設定する。
44			荷台内側(最多乗員時)幅	V0420	5	半角	×	○	○	・半角数字５桁(×.×××の形式）で設定する。 ・m 単位で設定する。
45		高さ	荷台内側高さ	V0430	5	半角	×	○	○	・半角数字５桁(×.×××の形式）で設定する。 ・m 単位で設定する。
46			荷台内側(最多乗員時)高さ	V0440	5	半角	×	○	○	・半角数字５桁(×.×××の形式）で設定する。 ・m 単位で設定する。
47	荷台オフセット		荷台内側オフセット	V0450	6	半角	×	○	○	・半角数字記号５～６桁（×.×××又は－×.×××の形式)で設定する。 ・m 単位で設定する。
48			荷台内側(最多乗員時)オフセット	V0460	6	半角	×	○	○	・半角数字記号５～６桁（×.×××又は－×.×××の形式)で設定する。 ・m 単位で設定する。
49	車両重量	前軸重	空車重量（前軸重）（前前軸重）	V0470	5	半角	○	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。（２輪以外は末尾を０に丸める）
50			空車重量（前後軸重）	V0480	5	半角	×	×	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。

										・kg 単位で設定する。（２輪以外は末尾を０に丸める）
51		後軸重	空車重量（後前軸重）	V0490	5	半角	×	×	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。（２輪以外は末尾を０に丸める）
52			空車重量（後軸重）（後前軸重）	V0500	5	半角	○	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。（２輪以外は末尾を０に丸める）
53		計	空車重量（計）	V0510	5	半角	○	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。（２輪以外は末尾を０に丸める）
54	乗車定員		乗車定員数	V0520	2	半角	◎	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。 ・乗合の場合「客席+立席+乗務員」の計算結果を設定する。 ・幼児専用車または幼児専用以外（幼児定員あり）の場合「０」を設定する。
55			乗車定員数（最多乗員時）	V0530	2	半角	◎	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。 ・乗車装置を最大にしたときの定員数を設定する。(定員が変わらない車の場合には最少乗員時と同様の値を設定する) ・幼児専用車または幼児専用以外（幼児定員あり）の場合「０」を設定する。
56			幼児専用車における大人定員	V0540	2	半角	○	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。 （幼児専用車・幼児専用以外（幼児定員あり）の場合以外は設定不要）
57			乗車定員数（幼児	V0550	2	半角	○	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。 （幼児専用車・幼児専用以外（幼児定員あり）の場合以外は設定不要）
58			幼児専用以	V0555	1	半	○	○	○	・半角数字１桁で設定する。

			外(幼児定員あり)フラグ			角				（該当しない場合は設定不要）１：幼児専用以外（幼児定員あり）
59			乗車定員数（客席）	V0560	2	半角	×	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。 （乗合の場合以外は設定不要）
60			乗車定員数（立席）	V0570	2	半角	×	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。 （乗合の場合以外は設定不要）
61			乗車定員数（乗務員）	V0580	2	半角	×	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。 （乗合の場合以外は設定不要）
62	最大積載量		最大積載量	V0590	5	半角	×	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・ｋｇ単位で設定する。
63			最大積載量（最多乗員時）	V0600	5	半角	×	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。 ・最小乗員時と同じ場合には最少乗員時と同様の値を設定する。
64			最大積載量（保安基準緩和／海コン）	V0610	5	半角	×	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
65	車両総重量	（前軸重）	車両総重量ＦＦ	V0620	5	半角	○	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
66		（前前軸重）	車両総重量ＦＦ(最多乗員時)	V0630	5	半角	×	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
67			車両総重量ＦＦ(保安基準緩和／海コン)	V0640	5	半角	×	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
68		（前後軸重）	車両総重量ＦＲ	V0650	5	半角	×	×	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。

69			車両総重量ＦＲ(最多乗員時)	V0660	5	半角	×	×	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
70		（後前軸重）	車両総重量ＲＦ	V0670	5	半角	×	×	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
71			車両総重量ＲＦ(最多乗員時)	V0680	5	半角	×	×	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
72			車両総重量ＲＦ(保安基準緩和／海コン)	V0690	5	半角	×	×	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
73		（後軸重）（後後軸重）	車両総重量ＲＲ	V0700	5	半角	○	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
74			車両総重量ＲＲ(最多乗員時)	V0710	5	半角	×	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
75			車両総重量ＲＲ(保安基準緩和／海コン)	V0720	5	半角	×	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
76		計	車両総重量合計	V0730	5	半角	○	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
77			車両総重量合計(最多乗員時)	V0740	5	半角	×	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
78			車両総重量合計(保安基準緩和／海コン)	V0750	5	半角	×	○	○	・半角数字２～５桁（×××××の形式）で設定する。 ・kg 単位で設定する。
79	（標板サイズ及び枚数）		標板サイズ	V0755	10	全角	◎	◎	◎	・全角文字５桁以内で下記のいずれかを設定する。 普通・大板 普通・小板 小型・小板 軽自動車

80			標板枚数	V0756	4	全角	◎	◎	◎	・全角文字２桁で下記のいずれかを設定する。 １枚 ２枚 不明
81	最大安定傾斜角度	右	最大安定傾斜角（右）	V0760	2	半角	○	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。
81－1			最大安定傾斜角(右)(オプション)	V0761	1	半角	○	○	○	・半角数字１桁以内で設定する。(該当しない場合は設定不要) １：「以上」
82			最大安定傾斜角(右－連結時)	V0770	2	半角	×	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。
82－1			最大安定傾斜角(右－連結部)（オプション）	V0771	1	半角	×	○	○	・半角数字１桁以内で設定する。(該当しない場合は設定不要) １：「以上」
83		左	最大安定傾斜角（左）	V0780	2	半角	○	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。
83－1			最大安定傾斜角(左)(オプション)	V0781	1	半角	○	○	○	・半角数字１桁以内で設定する。(該当しない場合は設定不要) １：「以上」
84			最大安定傾斜角(左－連結時)	V0790	2	半角	×	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。
84－1			最大安定傾斜角(左－連結部)（オプション）	V0791	1	半角	×	○	○	・半角数字１桁以内で設定する。(該当しない場合は設定不要) １：「以上」
85		前提条件	最大安定傾斜角(計算値／測定値)	V0800	1	半角	○	○	○	・半角数字１桁で下記のいずれかを設定する。 １：計算値の場合 ２：測定値の場合 ・傾斜角度が計算値なのか測定値なのかを設定する。
86			最大安定傾斜角(連結時条件)	V0810	15	半角	×	○	○	・半角英数ハイフン 15 桁以内で設定する。 ・けん引されるけん引自動車の型式を設定する。
87			最大安定傾斜角（連結時）(計算値／測定値)	V0820	1	半角	×	○	○	・半角数字１桁で下記のいずれかを設定する。 １：計算値の場合 ２：測定値の場合 ・傾斜角度が計算値なのか測

									定値なのかを設定する。
88	（駆動方式）	駆動方式	V0830	1	半角	○	○	○	・半角英字（大文字）１桁で下記のいずれかを設定する。 （原動機がない場合は設定不要） Ａ：前輪駆動 Ｂ：後輪駆動 Ｃ：全輪駆動（パートタイム） Ｄ：全輪駆動（フルタイム）
89	車輪配列	車輪配列	V0840	28	全角	○	○	○	・全角文字１４桁以内で設定する。
90	最高出力(kw/rpm)	最高出力	V0850	4	半角	○	○	○	・半角数字４桁以内（××××又は×.×の形式）で設定する。 （原動機がない場合は設定不要） ・ｋW単位で設定する。 ・10kW未満は小数点第１位まで、10kW以上は整数値で記載する。
91		最高出力回転速度(最小)	V0860	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内で設定する。 ・rpm単位で設定する。
92		最高出力回転速度(最大)	V0870	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内で設定する。 ・rpm単位で設定する。 ・範囲指定を行わない場合は設定不要とする。(「最高出力 回転速度（最小)」に設定)
93		最高出力試験方法	V0880	6	全角	○	○	○	・全角文字３桁以内で設定する。 (例：ネット、グロス、SAE、EEC、ISO)
94	最大トルク(N・m/rpm)	最大トルク	V0890	4	半角	○	○	○	・半角数字４桁以内（××××又は×.×の形式）で設定する。 （原動機がない場合は設定不要） ・N･m単位で設定する。 ・10Nm未満は小数点第１位まで、10Nm以上は整数値で記載する。
95		最大トルク回転速度(最	V0900	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内で設定する。

		小)							・rpm 単位で設定する。
96		最大トルク回転速度(最大)	V0910	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内で設定する。 ・rpm 単位で設定する。 ・範囲指定を行わない場合は設定不要とする。(「最大トルク回転速度 (最小)」に設定
97		最大トルク試験方法	V0920	6	全角	○	○	○	・全角文字３桁以内で設定する。 (例：ネット、グロス、SAE、EEC、ISO)
98	騒音	騒音規制区分-騒音カテゴリ	V0930	9	半角	○	○	○	・半角英数 (大文字) ハイフン９桁以内 (×××又は×××-×××××)で設定する。(例 H14、H28-M1A1A 等) ・半角英数字ハイフン９桁以内で設定する。(例：H28-M1A1A) ・騒音規制年度と騒音カテゴリを半角ハイ フンで繋いで設定する。 ・騒音カテゴリは半角英数字５桁で設定する。 M1a0a M1：カテゴリ A1：サブカテゴリ A：特例措置
99		騒音諸元値－近接排気	V0940	3	半角	○	○	○	・半角数字３桁以内で設定する。 ・dB単位で設定する。 ・平成28年規制以降は試験結果の値を記載する。 ・近接排気騒音測定不可能車両※1 の場合は「0」を設定 ※1:排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない車両
100		原動機回転数－近接排気(過回転防止装置作動回転数)	V0950	11	半角	○	○	○	・半角数字11桁以内で設定する。 ・rpm単位で設定する。 ・平成28年規制以降で過回転防止装置機能を備えるものにあっては、近接排気騒音測定回転数の後に＃で区切り、「過回転防止装置作動回

									転数」を記載する。 ・自動車型式指定申請者が指定（その回転速度でしか測定不可）する場合は、近接排気騒音測定回転数の後に＊で区切り、「申請者が指定する近接排気騒音測定回転数」を記載する。 （例 3800、3800＃3500、1200＊1200等） ・半角数字ハイフン＃＊11桁以内で以下の通り設定する。 過回転防止機能付きの場合 ⇒「近接排気騒音測定回転数＃過回転防止作動回転数」 申請者が指定する場合 ⇒「近接排気騒音測定回転数＊申請者が指定する近接排気騒音測定回転数」 過回転防止機能なしの場合 ⇒「近接排気騒音測定回転数」
101		騒音諸元値ー定常	V0960	3	半角	○	○	○	・半角数字３桁以内で設定する。 ・dB 単位で設定する。
102		指定速度ー定常	V0970	3	半角	○	○	○	・半角数字３桁以内で設定する。 ・km/h 単位で設定する。
103		騒音諸元値ー加速	V0980	3	半角	○	○	○	・半角数字３桁以内で設定する。 ・dB 単位で設定する。
104	燃料消費率	モード燃料消費率（10・15）	V0990	4	半角	○	○	×	・半角数字４桁以内（小数点含む）で設定する。 （10・15 モード燃費を設定しない場合は設定不要） ・10・15 モード燃費値がある場合、「0.1」～「99.9」を設定する。
105		モード燃料消費率（JC08）	V0995	4	半角	○	○	×	・半角数字４桁以内（小数点含む）で設定する。 （JC08 モード燃費を設定しない場合は設定不要） ・JC08 モード燃費値がある場合、「0.1」～「99.9」を設定する。
106		モード燃料	V0996	4	半	○	○	×	・半角数字４桁以内（小数点

		消費率 （WLTC）			角				含む）で設定する。 （WLTCモード燃費を設定しない場合は不要） ・WLTCモード燃費値がある場合、「0.1 」～「99.9」を設定する。
107		モード燃料消費率 （JH15）	V0997	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 （燃費を設定しない場合は設定不要） ・燃費値がある場合、「0.01」～「99.99」を設定する。
108		モード燃料消費率 （JH25）	V0998	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 （燃費を設定しない場合は設定不要） ・燃費値がある場合、「0.01」～「99.99」を設定する。
109		重量車燃料消費率区分 （JH15）	V0991	5	半角	○	○	○	・半角英数字５桁以内で設定する ・（JH15又はJH25モード燃費を設定しない場合は不要）
110		重量車燃料消費率区分 （ＪＨ２５）	V0992	5	半角	○	○	○	・半角英数字５桁以内で設定する ・（JH15又はJH25モード燃費を設定しない場合は不要）
111		主要燃費向上対策	V1000	240	全角	△	△	×	・全角文字 120 桁以内で設定する。 （燃費を設定しない場合は設定不要） ・複数存在する場合は、区切り文字（全角＃）を使用して設定する。
112	（主要排出ガス対策）	主要排出ガス対策	V1010	240	全角	△	△	△	・全角文字 120 桁以内で設定する。 ・複数存在する場合は、区切り文字（全角＃）を使用して設定する。
113	（排ガス装置名称）	排ガス装置名称	V1020	80	全角	△	△	△	・全角文字 40 桁以内で設定する。 （低排出ガス車認定車のみ設定する。）
114	（排ガス装置型式）	排ガス装置型式	V1030	30	半角	△	△	△	・半角文字 30 桁以内で設定する。 （低排出ガス車認定車のみ設定する。）

115	排出ガス試験モード	排出ガス試験モード（JC08）	V1035	1	半角	○	○	×	・半角数字１桁で下記のいずれかを設定する。 １：10・15+11 ２：10・15+JC08C ３：JC08H+JC08C （平成 17 年排出ガス規制の乗用車及び軽中量車並びに平成 19 年排出ガス規制の軽貨物車に限る。）
116		排出ガス試験モード（WMTC）	V1036	1	半角	○	○	×	・半角数字１桁で下記のいずれかを設定する。 １：二輪車モード ２：WMTC モード （平成18年排出ガス規制及び平成19年排出ガス規制の二輪自動車及び原動機付自転車又は平成28年排ガス規制の第一種原動機付自転車に限る。）
117	排出ガス重量：モード CO 値	モード CO 値	V1040	6	半角	○	○	○	・半角数字６桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大××．×××の形式、附則４に定める桁数で設定する。
118		モード CO 値（低排出ガス 車認定）	V1050	6	半角	○	○	○	・半角数字６桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大××．×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
119	排出ガス重量：モード HC 値	モード HC 値	V1060	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、附則４に定める桁数で設定する。
120		モード HC 値（低排出ガス 車認定）	V1070	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
121	排出ガス重量：モード NMHC 値	モード NMHC 値	V1080	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、附則４に定める桁数で設定する。

122		モード NMHC 値(低排出ガス車認定)	V1090	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
123	排出ガス重量：モード NOx 値	モード NOx 値	V1100	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・附則４に定める桁数で設定する。 ・排ガス測定モードにより下記の通りに設定する。 ①10 モード/10･15 モードの場合 ×．×××の形式（g/km 単位)で設定する。 ②G13 モード/D13 モードの場合 ×．×××の形式（g/kWh 単位）で設定する。 ③G6 モード/D6 モードの場合 ×××××の形式(ppm 単位)で設定する。 ④JE05 モードの場合 ×．×××の形式（g/kwh 単位）で設定する。 ⑤D8 モードの場合 ×．×××の形式（g/kwh 単位）で設定する。 ⑥10/15+11 モードの場合 ×.×××の形式(g/km 単位)で設定する。
124		モード NOx 値(低排出ガス車認定)	V1110	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・低排出ガス車認定の対象となる場合に設定する。 ・排ガス測定モードにより下記の通りに設定する。 ①10 モード/10･15 モードの場合 ×．×××の形式(g/km 単位)で設定 する。 ②G13 モード/D13 モードの場合 ×．×××の形式(g/kWh 単位)で設定する。 ③G6 モード/D6 モードの場合 ×××××の形式(ppm 単位)

									で設定する。 ④JE05 モードの場合 ×．×××の形式（g/kwh 単位）で設定する。 ⑤D8 モードの場合 ×．×××の形式（g/kwh 単位）で設定する。 ⑥10/15+11 モードの場合 ×.×××の形式(g/km 単位)で設定する。
125	排出ガス重量：モード PM 値	モード PM 値	V1120	6	半角	○	○	○	・半角数字６桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．××××の形式、附則４に定める桁数で設定する。
126		モード PM 値（低排出ガス 車認定）	V1130	6	半角	○	○	○	・半角数字６桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．××××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
127	排出ガス粒子数:モード PN 値	モード PN 値	V1131	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大「××．××」×10^{11}の形式、附則４に定める桁数で設定する。
128		モード PN 値（低排出ガス 車認定）	V1132	5	半角	○	○	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大「××．××」×10^{11}の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
129	排出ガス重量：11 モード：CO	モード CO 値（11 モード）	V1140	6	半角	○	○	×	・半角数字６桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大××．×××の形式、附則４に定める桁数で設定する。
130		モード CO 値（11 モード）（低排出ガス車認定）	V1150	6	半角	○	○	×	・半角数字６桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大××．×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
131	排出ガス重量：11 モード：HC	モード HC 値（11 モード）	V1160	5	半角	○	○	×	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、附

									則４に定める桁数で設定する。
132		モード HC 値（11 モード）（低排出ガス車認定）	V1170	5	半角	○	○	×	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
133	排出ガス重量：11 モード：NMHC	モード NMHC 値（11 モード）	V1180	5	半角	○	○	×	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、附則４に定める桁数で設定する。
134		モード NMHC 値（11 モード）（低排出ガス車認定）	V1190	5	半角	○	○	×	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
135	排出ガス重量：11 モード：NOx	モード NOx 値（11 モード）	V1200	5	半角	○	○	×	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、附則４に定める桁数で設定する。
136	排出ガス重量：11 モード：NOx	モード NOx 値（11 モード）（低排出ガス車認定）	V1210	5	半角	○	○	×	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
137	原動機の型式	原動機の型式	V1300	24	半角	○	○	○	・半角英数字ハイフン 24 桁以内で設定する。（同一型式内に複数設定する場合にのみ設定する。）
138		原動機製作者名	V1310	80	全角	○	○	○	・全角文字 40 桁以内で設定する。（同一型式内に複数設定する場合にのみ設定する。） ・原動機の製作者が自動車の製作者と異なる場合にのみ設定する。
139	自動運行装置搭載フラグ	自動運行装置搭載フラグ	1410	1	半角	○	○	○	・半角数字１桁で設定する。（該当しない場合は設定不要） １：自動運行装置搭載
140	OBD 検査対	OBD 検査対	1420	1	半	○	○	○	・半角数字１桁で設定する。

	象フラグ	象フラグ(国産フルモ車用)			角				（該当しない場合は設定不要） ・法第41条第１項第20号の装置の場合のみ設定する。 １：OBD 検査対象
141		OBD 検査対象フラグ(輸入フルモ車用)	1430	1	半角	○	○	○	・半角数字１桁で設定する。 （該当しない場合は設定不要） １：OBD 検査対象
142	車いす固定装置	車いす固定装置付	V1440	2	半角	○	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。 未設定：車いす固定装置なし ０：車いす固定装置付きだが基数不明 １～99：車いす固定装置の基数 ・車いす固定装置とは、車いすを車体に固定することができる装置を有し、かつ、車いす専用のスペースを有するものをいう。
143	総排気量(L)又は定格出力(kW)	定格出力	V1450	6	半角	○	○	○	・半角数字６桁以内で設定する。(項目コード M0200 を設定する場合は設定不要) ・電気自動車及び燃料電池自動車の場合は定格出力（W単位）を設定する。 ・類別ごとに定格出力が異なる場合のみ設定する。

※「諸元項目名」に括弧がある項目は、諸元表に記載を要しない。

① 共通構造部（第１号様式）　◎：必ず項目コード及び内容を設定

② 共通構造部（第２号様式の１）　○：該当する場合に項目コード及び内容を設定（ただし、RM030 及び RV030 は必ず項目コードを設定）

③ 共通構造部（第２号様式の２）　△：項目コード及び内容を任意に設定

×：項目コード及び内容の設定不要

＊項番 31、36、104～111 は、燃費関連項目として低燃費判定に使用する。
項番 104～項番 111 に有効な燃費値が設定されている場合は、燃料がガソリンのみ又は軽油のみとする貨物　自動車は、項番 36 については、‘A’もしくは‘M’のみを有効とする。

附則６　共通構造部の外観図の記載要領

１　本要領の適用

本要領は、法第75条の２第１項の規定による特定共通構造部の型式についての指定の申請を行う場合に添付する外観図の記載に適用する。

２　図面の記載方法

(1) 特定共通構造部の外観図は、当該特定共通構造部の前面、後面、側面及び平面の４図とし、１枚に表した４面図とする。

(2) 図面の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は３番とする。ただし、同規格Ａ列３番を使用した場合は、折りたたんだ状態で同規格Ａ列４番とする。

(3) 特定共通構造部の図は、その外観が明瞭に示されており、かつ、寸法記載部位が明確に読み取れるものとする。なお、特定共通構造部の一部を透視図により表してもよい。

(4) 寸法記載部位には、少なくとも別表に掲げる部位（申請に係る特定共通構造部に含まれるものに限る。）がすべて含まれているものであること。

ただし、全ての寸法（申請に係る特定共通構造部に含まれる部位の寸法に限る。）を外観図寸法一覧表として添付した場合には、寸法記載を省略することができる。

また、別記様式１又は別記様式２の灯火器類取付一覧表を添付した場合には、灯火器類の寸法記載を省略することができる。

(5) 灯火器類については、その名称を外観図に記載する。

(6) 同一型式であって外観上一部が異なる場合は、当該部分の部分図、寸法の併記等の方法により示してもよい。

(7) 寸法は、㎜の単位により記載する。

(8) 車軸配列（２軸車、前２軸車、後２軸車及び４軸車等）の区分別に複数の型式を集合して作成することができる。

(9) 灯火器類の取付位置に係る寸法については、審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を適用する灯火器類はその旨を外観図余白又は灯火器類取付一覧表の備考欄に記載すること。

別表

区分 項目		対象		備考
		乗用車	その他の自動車	
寸法	長さ（全長）	△	○	数値の前に「（全長）」と付記すること。
	幅（全幅）	△	○	数値の前に「（全幅）」と付記すること。
	高さ（全高）	△	○	数値の前に「（全高）」と付記すること。
	軸距	△	○	数値の前に「（軸距）」と付記すること。
	後前軸中心から後２軸間荷重合成中心までの距離		○	後２軸を有する車両に限る。
	輪距		○	数値の前に「（輪距）」と付記すること。
	フロント・オーバハング（車体）		○	
	リヤ・オーバハング（車体）		○	
	連結装置中心から車両後端までの寸法		○	セミトレーラに使用する特定共通構造部に限る。
乗車装置	乗車位置	△	△	設計標準位置の場合にあっては、数値に「（標準）」と付記すること。
	座席幅		△	乗車定員11人以上の乗用自動車及び幼児用座席を備える幼児専用車に使用する特定共通構造部に限る。
	座席奥行		△	
	座席間隙		○	
荷台・客室	荷台又は客室の内側の寸法（長さ、幅、高さ）		○	
	荷台オフセット		○	貨物自動車に使用する特定共通構造部に限る。
灯火器類	灯火器類の取付位置に係る規定のあるものについては、その寸法	△	○	
後写鏡等	後写鏡の取付高さ及び前車軸からの距離	△	△	
	直前直左右確認装置の取付高さ（車室外に備える確認鏡に限る。）	○	○	
	直前確認鏡の取付高さ	△	△	
	直左確認鏡の取付高さ	△	△	

	直後確認鏡の取付高さ （車室外後写鏡に限る。）	△	△	ただし、構造・装置の概要説明書に詳細の記載を行った場合には省略することができる。
トラックのキャブ幅等	トラック・キャブ幅		○	
	トラック・リヤボデー幅		○	
	バン後部開口部の寸法 （長さ、幅、高さ） （有効長さ、有効幅）		○	数値に「（開口部長さ）」、「（開口部幅）」、「（開口部高さ）」、「（有効長さ）」、「（有効幅）」、と付記すること。
	前部潜り込み防止装置、巻込防止装置及び突入防止装置の取付位置関係寸法、デパーチャアングル等		○	「前部潜り込みを防止する車体構造」及び「突入を防止する車体構造」の場合にあっては、該当する装置の取付位置関係寸法の記載を要しない。また、自動車の検査時に必要な情報として検査部（軽自動車に係るものにあっては、軽自動車検査協会）に提供することにより突入防止装置の取付位置関係寸法の記載を省略することができる。
バス乗降口等	バス乗降口開口部高さ		○	
	バス乗降口開口部幅		○	
	バス非常口寸法		○	
	バス立席に係る寸法		○	
	バスの座席ピッチ		○	
	バス乗降口踏段高さ		○	
	バス乗降口踏段奥行		○	
連結装置等	連結装置の高さ及び後車軸からの距離		○	
	連結車両の前・後まわり半径		○	
備考　「乗用車」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車をいう。				

（注）１．項目の内容については、審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を参照すること。

ただし、灯火器にあっては、試験方法の適用範囲に応じて細目告示技術基準「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は協定規則第53号を参照し、前記試験方法によらない灯火器にあっては審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を参照すること。

２．対象欄の○印は、寸法記載部位を有する自動車外観図の場合に記載を要する箇所を示す。ただし、車種により不要なものがある場合は、寸法記載を省略することができる。

３．対象欄の△印は、外観図寸法一覧表の提出がある場合は、寸法記載部位の外観図への記載を省略することができる。

別記様式１（灯火器類取付一覧表：二輪自動車以外）（第２項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

灯火器類取付一覧表　（単位：㎜）

すれ違い用前照灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
前部霧灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
側方照射灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両前側からの距離				
	車両最外側からの距離				
後退灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
車幅灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
前部上側端灯	車両最外側からの距離				
	車幅灯からの距離				
昼間走行灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	内縁間隔				
前部反射器	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
側方灯（前部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方灯等との距離				
側方灯（中央部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	隣接する前方・後方にある側方灯等との距離				
側方灯（後部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両後端からの距離				
	隣接する前方にある側方灯等との距離				
側方反射器（前部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方反射				

	器等との距離				
側方反射器（中央部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	隣接する前方・後方にある側方反射器等との距離				
側方反射器（後部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両後端からの距離				
	隣接する前方にある側方反射器等との距離				
尾灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
後部霧灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	制動灯からの距離				
駐車灯　前面	車両最外側からの距離				
駐車灯　後面	車両最外側からの距離				
後部上側端灯	車両最外側からの距離				
	尾灯からの距離				
後部反射器	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
後部反射器以外の反射器	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
大型後部反射器	取付高さ	上縁			
制動灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
補助制動灯	取付高さ	下縁			
	窓下端からの距離				
	車両中心面からの距離				
方向指示器・非常点滅表示灯（前面）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	内縁間隔				
	車両最外側からの距離				
方向指示器（側面・前部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両前端からの距離				
方向指示器（側面・中央部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	客室等の外側後端からの距離				
方向指示器・非常点滅表示灯	取付高さ	上縁			
		下縁			

（後面）	内縁間隔				
	車両最外側からの距離				
補助方向指示器	取付高さ	上縁			
		下縁			
再帰反射材（側面）	長さ識別の反射材長さ				
	最も短い反射材長さ				
	反射材間の最大間隔				
	取付高さ	下縁			
再帰反射材（後面）	幅識別の反射材長さ				
	最も短い反射材長さ				
	反射材間の最大間隔				
	取付高さ	下縁			
速度表示灯	取付高さ	中心			
	取付間隔	中心			

（注）１　適用関係告示により中心の高さに係る規定が適用される灯火器類については、「上縁」を「中心」と読み替える。

２　取付けのない灯火器類に係る項目及び取付位置に係る規定が適用されない項目については、記載項目から除くことができ、複数備える灯火器類については、記載項目を追加することができる。

３　側方灯（中央部）及び側方反射器（中央部）の前方・後方については、該当しないものを抹消する。

４　側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器・非常点滅表示灯（後面）については、「内縁間隔」を「灯火中心間隔」と読み替える。

別記様式２（灯火器類取付一覧表：二輪自動車）（第２項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

灯火器類取付一覧表　　（単位：㎜）

項目＼類別					
走行用前照灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	照射面間距離				
	すれ違い用前照灯からの距離				
すれ違い用前照灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	照射面間距離				
前部霧灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両中心面からの距離				
側方照射灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両前側からの距離				
	車両最外側からの距離				
後退灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
車幅灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
前部上側端灯	車両最外側からの距離				
	車幅灯からの距離				
昼間走行灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	内縁間隔				
	車両中心面からの距離				
前部反射器	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
側方灯（前部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方灯等との距離				
側方灯（中央部）	取付高さ	中心			
	隣接する前方・後方にある側方灯等との距離				
側方灯（後部）	取付高さ	中心			
	車両後端からの距離				
	隣接する前方にある側方灯等との距離				

側方反射器（前部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方反射器等との距離				
側方反射器（中央部）	取付高さ	中心			
	隣接する前方・後方にある側方反射器等との距離				
側方反射器（後部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両後端からの距離				
尾灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
後部霧灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	制動灯からの距離				
駐車灯 前面	車両最外側からの距離				
駐車灯 後面	車両最外側からの距離				
後部上側端灯	車両最外側からの距離				
	尾灯からの距離				
後部反射器	取付高さ	上縁			
		下縁			
大型後部反射器	取付高さ	上縁			
制動灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
補助制動灯	取付高さ	下縁			
方向指示器・非常点滅表示灯（前面）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	内縁間隔				
	すれ違い用前照灯からの距離				
方向指示器・非常点滅表示灯（後面）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	内縁間隔				
	車両後端からの距離				
補助方向指示器	取付高さ	中心			

（注）１　適用関係告示により中心の高さに係る規定が適用される灯火器類については、「上縁」を「中心」と読み替える。

２　取付けのない灯火器類に係る項目及び取付位置に係る規定が適用されない項目については、記載項目から除くことができ、複数備える灯火器類については、記載項目を追加することができる。

３　側方灯（中央部）の前方・後方については、該当しないものを抹消する。

附則７　圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置の取扱要領

圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置を範囲に含むものとして、型式の指定を受けた共通構造部について、容器等の製造等を行う場合にあっては、次のとおり取扱うこととする。ただし、高圧法第 49 条の５に定める容器等製造業者の登録を受けている者にあっては、この限りでない。

「圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置の取扱要領」

目次

第１　適用範囲
第２　自動車製作者等において容器等の製造を行う場合の体制

第１　適用範囲

法第 75 条第２項の指定を受けた共通構造部であって、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置をその範囲に含むものに適用する。

第２　自動車製作者等において容器等の製造等を行う場合の体制

圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置として容器等の製造等を行う場合は、それを適切に実施する能力を有するものとして、以下に定める技術的要件を満足していること。

（容器等製造設備）

１　製造設備（金型、治具等の附属製造設備を含む。以下同じ。）として容器等の種類に応じて必要なものを保有し、それらの設備について適切な管理方法（点検、保守、校正等の実施の箇所・項目・周期・方法・判定基準、設備台帳による管理等をいう。）についての文書化された手順を確立し、これに基づき管理すること。

２　製造設備のうち、容器等の種類に応じて、別表１で定める能力を有する必要な容器等製造設備を自社又は外注業者において保有し、かつ、当該設備を同表で定める管理方法に基づき管理しなければならない。この場合において、外注業者において保有されている製造設備については自社内に保有しなくてもよいものとする。

なお、別表１に定める要件に限らず、容器則又は国際相互承認則に照らして適当と認められるものであってもよい。

（容器等試験設備）

３　試験設備として容器等の種類に応じて必要なものを保有し、当該設備について適切な管理方法（点検、保守、校正等の実施の箇所・項目・周期・方法・判定基準・環境条件、実施後不適合があった場合の処置、設備台帳による管理等をいう。）についての文書化された手順を確立し、これに基づいて適切に実施すること。

４　試験設備のうち、容器等の種類に応じて、別表２で定める能力を有する必要な容器等試験設備を自社又は外注業者において保有し、かつ、当該設備を同表で定める管理方法に基づき管理しなければならない。この場合において、外注業者において保有されている試験設備については自社内に保有しなくてもよいものとする。

なお、別表２に定める要件に限らず、容器則又は国際相互承認則に照らして適当と認められるものであってもよい。

（外注管理）

５　２又は４に基づき、容器等の製造及び試験に影響するプロセスを外注する場合、外注す

るプロセスを確実に管理し、かつ、製造プロセス及び容器等試験設備に係る試験プロセスにあっては、以下に定める要求事項を満たしていること。

ア　外注先の選定、評価及び再評価並びに外注先に対する要求事項又は外注先が実施する試験を確実にするための文書化された手順を確立し、かつ、これに基づき適切に実施していること。

イ　外注先が実施した試験の結果を自社において承認するための文書化された手順を確立し、かつ、これに基づき適切に実施していること。

（刻印又は標章）

6　細目告示別添 131、132 又は 133 の各技術基準に基づき製作者等が指定する者が刻印又は標章の掲示を実施した場合にあっては、刻印又は標章にかかる品質について申請者が管理、監督するものとする。

7　前項の刻印又は標章と紛らわしい刻印等をしてはならない。

（容器等試験を実施する者）

8　容器等の試験を実施するために必要な知識経験を有する者が容器等の試験を実施すること。

この場合において、次の各号のいずれかに掲げる者であり、２名以上業務に携わっている場合は、この要件を満たす例とする。

ア　高圧法の甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、容器又は附属品の試験に１年以上従事した経験を有する者。

イ　学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、容器又は附属品の試験に２年以上従事した経験を有する者。

ウ　容器又は附属品の試験に５年以上従事した経験を有する者。

別表１　容器等製造設備の要件（第２　２．関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>製造設備名</th><th>能力</th><th>管理方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">金属ライナー製容器</td><td>素材切断設備</td><td>素材切断設備は、当該設備の最大切断寸法が、容器試験を行う容器の使用材料に応じた最大寸法以上であること。</td><td rowspan="3">① 製造設備は、容器等の品質特性を確保するために必要な性能及び精度を有していること。
② 製造設備に必要な性能及び精度を保持するために必要な点検、修理、校正等についての文書化された手順を定め、当該手順に基づき、設備を管理していること。</td></tr>
<tr><td>穿孔及び搾伸設備</td><td>穿孔及び搾伸設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器のうち最大径の容器の使用材料をプレスする能力を有していること。
(1) 加圧力
(2) 加圧ストローク</td></tr>
<tr><td>絞り成形設備</td><td>絞り成形設備は、容器試験を行う容器の製造方法に応じて次の各号に掲げる能力を有していること。
(1) 頭部又は底部の絞り成形設備のチャック径が、容器試験を行う容器の径に応じていること。</td></tr>
</table>

		(2) その他成形設備の金型又はチャック径が、容器試験を行う容器の径に応じていること。	
	熱処理設備	熱処理設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の製造方法に応じて当該容器の熱処理に必要な能力を有していること。 (1) 熱処理設備の最高加熱温度、炉長及び送り速度 (2) 温度測定装置 イ 熱電対の仕様及びその数 ロ 温度測定記録装置の仕様	
	フィラメントワインディング成形設備	フィラメントワインディング成形設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器のフィラメントワインディング成形に必要な能力を有していること。 (1) 容器の回転速度 (2) 送り速度	
	機械加工設備	機械加工設備は、容器試験を行う容器の使用材料のうち最大寸法の材料を加工する能力を有していること。	
	熱硬化設備	熱硬化設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の製造方法に応じて当該容器の熱処理に必要な能力を有していること。 (1) 熱硬化設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様	
	ネックリング取付設備	ネックリング取付設備は、当該設備のチャック径が容器試験を行う容器の径に応じていること。	
	自緊処理設備	自緊処理設備は、次の各号に掲げる機器について、それぞれ当該各号に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 自緊処理圧力に対して十分な昇圧能力を有し、圧力制御可能であること。 (2) 圧力計 最高測定値が自緊処理圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下のものであること。	

	洗浄設備	洗浄設備は、次の各号に掲げる設備(それぞれ当該各号に掲げる能力を有するものに限る。)のいずれかを保有していること。 (1) 容器回転式洗浄機、ショットブラスト又はサンドブラスト 当該設備の最大処理径が容器試験を 行う容器の径に応じていること。 (2) 酸又はその他の薬剤等を用いる洗浄設備 当該設備のうち洗浄槽及び乾燥設備の寸法並びに洗浄及び乾燥温度が容器試験を行う容器に応じたものであること。 (3) ワイヤー等を用いる回転式洗浄機 当該設備のうち回転軸の最大長さが容器試験を行う容器の長さに応じていること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。	
	保護塗装設備	保護塗装設備は、次の各号に掲げる事項(自然乾燥を行う場合にあっては、第３号に掲げるものを除く。)について、それぞれ当該各号に掲げるものであること。 (1) 塗装方式 次に掲げるいずれかの方式であること。 イ　エアスプレー方式 ロ　エアレススプレー方式 ハ　静電塗装方式 ニ　浸漬方式 ホ　電着塗装方式 ヘ　粉体塗装方式 (2) 前処理設備 次に掲げるいずれかの設備であること。 イ　脱脂設備 ロ　ショットブラスト等 ハ　酸洗い設備 ニ　被膜化成処理設備 ホ　水洗い設備 ヘ　水切り乾燥設備 (3) 乾燥設備 次に掲げるいずれかの設備であること。 イ　直接加熱炉 ロ　間接加熱炉	

プラスチックライナー製容器	機械加工設備	機械加工設備は、容器試験を行う容器の製造方法に応じて次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 容器試験を行う容器のうち最大寸法の材料を加工する能力を有していること。 (2) 機械加工設備のうちボス生計のための鍛造設備は、当該設備のうち次に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 イ　素材切断機 当該機器の最大切断寸法が容器試験を行う容器の使用材料に応じた最大寸法以上であること。 ロ　加熱装置 容器試験を行う容器の製造に適した加熱力を有していること。 ハ　温度制御装置 温度管理を行う能力を有していること。 ニ　プレス機 容器試験を行う容器の使用材料をプレスする能力を有していること。	
	ライナー成形設備	ライナー成形設備は、次の各号に掲げる能力を有していること(溶接を行わない場合にあっては、第２号を除く。)。 (1) ライナー成形設備のうち次に掲げる機器は、容器試験を行う容器の製造方法に応じてそれぞれ次 に掲げる能力を有していること。 イ　回転成形機 金型の寸法及び温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ロ ブロー成形機 金型の寸法及び押出機の温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ハ　射出成形機 金型の寸法及び射出圧力が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ニ　押出成形機 金型の寸法及び温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 (2) ライナー成形設備のうち溶接機にあっては、次に掲げる事項につ	

		いて、容器試験を行う容器を溶接する能力を有していること。 イ　加圧力 ロ　温度管理	
	熱処理設備	熱処理設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の熱処理を行う能力を有していること。 (1) 熱処理設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様	
	フィラメントワインディング成形設備	フィラメントワインディング成形設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器に対するフィラメントワインディング成形に必要な能力を有していること。 (1) 容器の回転速度 (2) 送り速度	
	熱硬化設備	熱硬化設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の熱処理を行う能力を有していること。 (1) 熱硬化設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様	
	電食防止措置設備	電食防止措置設備は、容器試験を行う容器に電食防止措置を施すのに適切な方式であること。	
	保護層組付設備	保護層組付設備は、容器試験を行う容器のうち最大寸法の保護層を組み付ける能力を有していること。	
附属品	鍛造設備	鍛造設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 素材切断機 最大切断寸法が容器試験を行う附属品の使用材料に応じた最大寸法以上であること。 (2) 加熱装置 容器試験を行う附属品の製造に適した加熱力を有していること。 (3) 温度制御装置 温度管理を行う能力を有していること。 (4) プレス機 容器試験を行う附属品の使用材料をプレスする能力を有していること。	

	鋳造設備	鋳造設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器等について、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 造型機 鋳型の製造に適した加圧力を有していること。 (2) 溶解炉 溶解に十分な加熱力及び温度管理能力を有していること。 (3) 熱処理設備 最大処理能力及び温度測定装置が熱処理を行う能力を有していること。	
	附属品加工設備	附属品加工設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 多軸加工設備 当該設備の仕様が加工対象に適していること。 (2) 多軸加工設備以外 旋盤及びボール盤等のチャック径が容器試験を行う附属品の径に応じていること。	
	洗浄設備	洗浄設備は、次の各号に掲げる設備(それぞれ当該各号に掲げる能力を有するものに限る。)のいずれかを保有していること。 (1) ショットブラスト又はサンドブラスト 当該設備の処理室の容積が容器試験を行う附属品の処理に適したものであること。 (2) 酸又はその他の薬剤等を用いる洗浄設備 当該設備のうち洗浄槽及び乾燥設備の寸法並びに洗浄及び乾燥温度等が容器試験を行う附属品に応じたものであること。	
	附属品組立設備	附属品組立設備は、次の各号に掲げる容器試験を行う附属品の組立方法に係る区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 組立方法が自動化されたもの 次に掲げる事項について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 イ 最大生産能力 容器試験を行う附属品の最大生産能力に応じていること。 ロ チャック径 容器試験を行う附属品の径に応じていること。	

		ハ　トルク範囲 容器試験を行う附属品の締め付けトルクに適合していること。 (2) 組立方法が自動化されていないもの トルクレンチの使用できるトルク範囲が容器試験を行う附属品の締め付けトルクに適合していること。	

別表２　容器等試験設備の要件（第２　４．関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>検査設備名</th><th>能力</th><th>管理方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">金属ライナー製容器</td><td>寸法測定器具</td><td>寸法測定器具(ねじゲージを含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる能力を有していること。
(1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。
イ　ノギス　JIS B7507(2016)ノギス
ロ　マイクロメータ　JIS B7502(2016)マイクロメータ
ハ　厚さ測定器　JIS Z2355-1(2016)非破壊試験―超音波厚さ測定―第１部：測定方法
(2) 容器試験を行う容器の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。
(3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う容器に応じた形状、寸法を有していること。</td><td rowspan="3">① 検査設備は、容器等の品質特性を確保するために必要な性能及び精度を有していること。
② 検査設備に必要な性能及び精度を保持するために必要な点検、修理、校正等についての文書化された手順を定め、当該手順に基づき、設備を管理していること。
なお、外注する場合であって、著しく使用頻度が低い検査設備は、当該設備の使用時に申請者が必要な性能及び精度を有していることを記録等で確認することにより、検査設備の管理とすることができる。</td></tr>
<tr><td>引張試験機</td><td>引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。
(1) 容器試験を行う容器の検査方法に応じて、次に掲げる規格のいずれか又はこれらと同等以上の規格に適合していること。
イ　JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機―力計測系の校正方法及び検証方法の１級
ロ　ASTM E4(2016)試験機の荷重校正標準方法
ハ　ISO 7500-1(2015)金属材料－静的単軸試験機の検定―第１部：引張試験機の１級
(2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。
イ　引張試験機の最大荷重
ロ　試験用のジグ寸法</td></tr>
<tr><td>金属顕微鏡</td><td>金属顕微鏡は、当該金属顕微鏡の検鏡倍率が 50 倍以上であること。</td></tr>
</table>

	金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999)ブリネル硬さ試験—試験機の検証、JIS B7725(2010)ビッカース硬さ試験—試験機の検証及び校正又は JIS B7726(2010)ロックウェル硬さ試験—試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行う容器の硬さに適合していること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。	
	内視鏡及び照明器具	内視鏡及び照明器具は、容器内面の目視検査を行うことができる構造を有していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
	保証圧力試験設備	保証圧力試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。	
	破裂試験設備	破裂試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 破裂試験圧力に対して十分な昇圧能力を有していること。 (2) 圧力計 破裂圧力に対して適切な測定範囲を有していること。	
	圧力サイクル試験設備	圧力サイクル試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有	

		していること。 (1) サイクル試験装置 昇圧、サイクル及び加圧回数の能力が、容器試験を行う容器の検査方法に応じていること。 (2) 記録装置 サイクル試験の実施にあたって十分な記録能力を有していること。 (3) 圧力計 最高測定値が最高試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。	
	非破壊検査設備	非破壊検査設備は、次の各号に掲げるいずれかに適合していること。 (1) 非破壊検査設備のうち超音波探傷試験設備が、次に掲げる能力を有していること。 イ　超音波探傷試験設備のうち次に掲げる機器について、JIS G0582(2015)鋼管の超音波探傷検査方法、JIS G0587(2007)炭素鋼及び低合金鋼鍛鋼品の超音波探傷試験方法、JISZ3060(2015)鋼溶接部の超音波探傷試験又はこれらと同等以上の規格に規定する能力を有していること。 ① 探傷器 ② 探触子 ロ　対比試験片が容器試験を行う容器の検査の方法に応じていること。 (2) 非破壊検査設備のうち渦流探傷試験設備が、当該設備のうち次に掲げる機器等については、JISG0568(2006)鋼の貫通コイル法による渦流探傷試験方法又はこれと同等以上の規格に規定する能力を有していること。 イ　探傷器 ロ　試験周波数 ハ　試験コイル ニ　記録装置 ホ　送り装置 ヘ　磁気飽和装置 (3) 前二号に掲げる設備以外の設備が、容器試験を行う容器の検査方法に適した設備であること。	

	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具校正基準器	寸法測定器具校正基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの１級又はこれと同等以上の規格に適合していること。	
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
プラスチックライナー製容器	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ　ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ　マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ　厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験―超音波厚さ測定―第１部：測定方法 (2) 容器試験を行う容器の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う容器に応じた形状、寸法を有していること。	
	引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 容器試験を行う容器の検査方法に応じて、次に掲げる規格のいずれか又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ　JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機―力計測系の校正方法及び検証方法の１級 ロ　ASTM E4(2016)試験機の荷重校正標準方法 ハ　ISO7500-1(2015)金属材料－静的単軸試験機の検定－第１部:引張試験機の１級 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必	

		要とされる能力を有していること。 イ　引張試験機の最大荷重 ロ　試験用のジグ寸法	
	はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。	
	内視鏡及び照明器具	内視鏡及び照明器具は、容器内面の目視検査を行うことができる構造を有していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
	保証圧力試験設備	保証圧力試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。	
	破裂試験設備	破裂試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 破裂試験圧力に対して十分な昇圧能力を有していること。 (2) 圧力計 破裂圧力に対して適切な測定範囲を有していること。	
	圧力サイクル試験設備	圧力サイクル試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) サイクル試験装置 昇圧、サイクル及び加圧回数の能力が容器試験を行う容器の検査の方法に応じていること。 (2) 記録装置 サイクル試験の実施にあたって十分な記録能力を有していること。	

		(3) 圧力計 最高測定値が最高試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。	
	気密試験設備	気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。	
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具校正基準器	寸法測定器具校正基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの 1 級又はこれと同等以上の規格に適合していること。	
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
安全弁	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験―超音波厚さ測定―第 1 部：測定方法 (2) 容器試験を行う安全弁の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う安全弁に応じた形状、寸法を有していること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行う安全弁の質量に適した秤量で、当該安全弁の質量の 1/100 又は 0.1kg まで計測できるものであること。	

	ゴム用硬さ試験機	ゴム用硬さ試験機は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) スプリング式 目盛りの0から100までの間が等間隔に分割されていること。 (2) オルゼン式 次に掲げる能力を有していること。 イ　加圧面の荷重が22.24±0.21 Nであること。 ロ　負荷装置が13.35±0.07 Nの荷重がかかるものであること。 (3) プセイ・ジョンズ式 次に掲げる能力を有していること。 イ　重錘が1000±1 gであること。 ロ　ダイヤルゲージの最小測定単位が0.01 mmであること。	
	金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999) ブリネル硬さ試験―試験機の検証、JIS B7725(2010) ビッカース硬さ試験―試験機の検証及び校正、JIS B7726(2010) ロックウェル硬さ試験―試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行う安全弁の硬さに適合していること。	
	ばね試験機	ばね試験機は、当該設備の測定範囲が容器試験を行う安全弁のばね荷重に適合していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、当該設備の測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具校正用基準器	寸法測定器具校正用基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの１級又	

		はこれと同等以上の規格に適合していること。	
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
	引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機—力計測系の校正方法及び検証方法の１級に適合していること。 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ　引張試験機の最大荷重 ロ　試験用のジグ寸法	
	安全弁気密試験設備	安全弁気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、気密試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5倍以上であって３倍以下であること。	
	安全弁作動試験設備	安全弁作動試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力(安全弁の方式がばね式の場合にあっては、第３号及び第４号で掲げるものを除く。)を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が安全弁作動試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5倍以上であって３倍以下であること。 (3) 昇温及び温度維持装置 安全弁の作動温度又は 65℃まで昇温・維持する能力を有していること。 (4) 温度計 測定範囲が試験温度に対して十分な範囲であること。	
バルブ及び逆止弁	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS	

		又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ　ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ　マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ　厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験―超音波厚さ測定―第１部：測定方法 (2) 容器試験を行うバルブ及び逆止弁の最小及び最大の寸法並びに厚さを測定するにあたって、必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行うバルブ及び逆止弁に応じた形状、寸法を有していること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行うバルブ及び逆止弁の質量に適した秤量で、当該バルブ及び逆止弁の質量の1/100又は0.1kgまで計測できるものであること。	
	ゴム用硬さ試験機	ゴム用硬さ試験機は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) スプリング式 目盛りの0から100までの間が等間隔に分割されていること。 (2) オルゼン式 次に掲げる能力を有していること。 イ　加圧面の荷重が22.24±0.21 Nであること。 ロ　負荷装置が13.35±0.07 Nの荷重がかかるものであること。 (3) プセイ・ジョンズ式 次に掲げる能力を有していること。 イ　重錘が1000±1gであること。 ロ　ダイヤルゲージの最小測定単位が0.01 ㎜であること。	
	金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999) ブリネル硬さ試験―試験機の検証、JIS B7725(2010) ビッカース硬さ試験―試験機の検証及び校正、JIS B7726(2010) ロックウェル硬さ試	

		験―試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行うバルブ及び逆止弁の硬さに適合していること。	
	ばね試験機	ばね試験機は、当該設備の測定範囲が容器試験を行うバルブ及び逆止弁のばね荷重に適合していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具校正用基準器	寸法測定器具校正用基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの１級又はこれと同等以上の規格に適合していること。	
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
	引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機―力計測系の校正方法及び検証方法の１級に適合していること。 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ　引張試験機の最大荷重 ロ　試験用のジグ寸法	
	バルブ及び逆止弁耐圧試験設備	バルブ及び逆止弁耐圧試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、耐圧試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5倍以上であって３倍以下であること。	

	バルブ及び逆止弁気密試験設備	バルブ及び逆止弁気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、気密試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5倍以上であって３倍以下であること。	

附 則（平成28年８月31日付け、国自審第893号）
（施行期日）
1. 本改正規定は、平成28年８月31日より施行する。

附 則（平成28年10月７日付け、国自審第1084号、国自技第144号、国自環第137号）
（施行期日）
1. 本改正規定は、平成28年10月８日より施行する。

附 則（平成29年２月９日付け、国自審第1725号、国自技第236号、国自環第227号）
（施行期日）
1. 本改正規定は、平成29年２月９日より施行する。

附 則（平成29年３月24日付け、国自審第2007号）
（施行期日）
1. 本改正規定は、平成29年３月24日より施行する。

附 則（平成29年４月５日付け、国自審第2089号、国自環第274号）
（施行期日）
1. 本改正規定は、平成29年４月５日より施行する。

附 則（平成29年７月３日付け、国自審第525号、国自技第57号、国自環第59号）
（施行期日）
1. 本改正規定は、平成29年７月３日より施行する。

附 則（平成30年３月30日付け、国自審第2288号）
（施行期日）
1. 本改正規定は、平成30年４月１日より施行する。

附則（平成30年６月29日付け、国自審第585号、国自環第45号）
（適用時期）
１．本改正規定は、平成30年６月29日より施行する。

附則（平成30年７月19日付け、国自審第692号）
（適用時期）

１．本改正規定は、平成30年７月19日より施行する。

附則（平成30年12月28日付け、国自審第1586号、国自技第182号）
（適用時期）
１．本改正規定は、平成30年12月29日より施行する。

附則（平成31年３月28日付け、国自審第2106号、国自技第276号、国自環第204号）
（適用時期）
１．本改正規定は、平成31年４月15日より施行する。

附則（平成31年４月１日付け、国自審第1981号）
（施行期日）
１．本改正規定は、平成31年６月30日より施行する。

附則（令和元年６月25日付け、国自審第352号）
（適用時期）
１．本改正規定は、令和元年７月１日より施行する。

附則（令和２年１月30日付け、国自審第1814号、国自環第132号）
（適用時期）
１．本改正規定は、令和２年１月31日より施行する。

附則（令和２年３月31日付け、国自審第2163号、国自技第261号、国自環第166号）
（適用時期）
１．本改正規定は、令和２年４月１日より施行する。

附則（令和２年５月29日付け、国自審第365号、国自基第15号）
（適用時期）
１．本改正規定は、令和２年５月29日より施行する。

附則（令和２年８月５日付け、国自審第739号）
（適用時期）
１．本改正規定は、令和２年11月23日より施行する。

附則（令和２年９月25日付け、国自審第1073号）
（適用時期）
１．本改正規定は、令和２年９月25日より施行する。

附則（令和２年10月30日付け、国自審第1259号）
（適用時期）
１．本改正規定は、令和３年４月１日より施行する。

附則（令和２年 12 月 23 日付け、国自総第 283 号）
　本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和３年１月１日）から施行する

附則（令和２年12月25日付け、国自審第1950号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和３年１月22日より施行する。

附則（令和３年４月９日付け、国自審第35号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和３年４月９日より施行する。

附則（令和３年６月９日付け、国自審第516号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和３年６月９日より施行する。

附則（令和３年９月30日付け、国自審第1196号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和３年９月30日より施行する。

附則（令和３年 11 月 30 日付け、国自審第 1515 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和３年11月30日より施行する。

附則（令和４年３月 31 日付け、国自審第 2330 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和４年３月31日より施行する。

附則（令和４年 10 月７日付け、国自審第 1512 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和４年10月８日より施行する。

附則（令和４年 12 月 23 日付け、国自審第 2168 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和５年１月４日より施行する。
２．本改正規定中、別記様式については令和５年１月19日より適用する。

附則（令和５年５月 30 日付け、国自審第 265 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和５年６月５日より施行する。ただし、別記様式（特定共通構造部の範囲）60、60の2及び126の2並びに附則６の改正規定については令和５年６月８日より施行する。

附則（令和５年６月 30 日付け、国自審第 391 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和５年７月１日より施行する。

附則（令和５年９月 25 日付け、国自審第 1019 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和５年９月25日より施行する。

附則（令和５年９月 25 日付け、国自総第 193 号）
（施行期日）
１　本改正規定は、令和５年10月１日から施行する。
（経過措置）
２　本改正規定の施行の際現にある本改正規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附則（令和５年 12 月 21 日付け、国自審第 1797 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和５年12月21日より施行する。

附則（令和６年１月５日付け、国自審第 1824 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和６年１月５日より施行する。

附則（令和６年６月 14 日付け、国自審第 539 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和６年６月15日より施行する。

附則（令和６年９月 20 日付け、国自審第 1291 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和６年９月22日より施行する。

附則（令和６年 12 月 25 日付け、国自審第 2170 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和７年１月10日より施行する。

附則（令和７年３年 31 日付け、国自審第 2867 号）
（適用時期）
１．本改正規定は、令和７年４月１日より施行する。ただし、別添 別表 14 及び附則２ 別表第１ 17 に定める規定については、令和８年４月１日より施行する。

附　則（令和７年６月17日付け、国自審第516号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和７年６月17日より施行する。

附　則
令和７年９月26日改正（国自審第1305号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和７年９月26日より施行する。

附　則
令和８年１月９日改正（国自審第2150号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和８年１月11日より施行する。ただし、別添　別記様式　63に定める

規定については令和８年３月31日、附則５　別紙１及び別表１－２に定める規定については令和８年４月１日より施行する。

附　則
令和８年６月４日改正（国自審第585号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和８年６月４日より施行する。